

第3章 対象分野の職業訓練基準等の見直し検討の結果

第1節 職業訓練基準の見直しに係る共通事項

1-1 見直しに係る基本方針

(1) 見直しの枠組み

1) 運営実態やニーズ動向に対応した現実的見直し

業界の人材育成ニーズ動向や、ヒアリング調査結果等に基づき検討することとした。

2) 「別表第2」の現行各訓練科の見直し方法

設置科があり、見直しの必要性が高い訓練科を優先して検討を行うこととした。訓練科ごとに「別表第2」と「教科の細目」を合体した様式を作り、効率的に検討することとした。

3) 新たな訓練系・訓練科の提案

現行の訓練系・訓練科の見直しでは解決することができず、その必要性について確固とした理由づけができると判断された場合には、新たな「訓練系」、「訓練科」の提案を行うこととした。

4) 設備基準の見直し

訓練の基準の見直しにおいて、「教科目」及び「教科の細目」変更、または、技術革新などの変化に併せて設備基準の変更を行うこととした。

5) 技能照査の基準の細目の見直し

職業訓練基準の見直しにおいて、「教科目」、「教科の細目」及び「設備基準」の変更に合わせて技能照査の基準の細目の変更を行うこととした。

6) その他の細部基準の見直し

教科編成指導要領等については、時間的制約等から検討は見送ることとした。

(2) 見直しの前提条件

1) 訓練期間

普通課程は、施設によって運営上1年または2年としている訓練科がほとんどであり、職業訓練基準上の訓練期間については変更しないこととした。

2) 系基礎科目と専攻科目

現行の各訓練科の基準は、「系基礎科目」（系基礎学科、系基礎実技）と「専攻科目」（専攻学科、専攻実技）で構成される。

同一訓練系にある訓練科は、「系基礎科目」が全て共通なため、不整合が生じないよう配慮する必要がある。このため、各訓練系の「系基礎科目」の見直しについては、慎重に検討した。さらに「専攻科目」は、その訓練科の特徴を表すことから、

仕上がり像を明確にし、科目内容を見直した。

3) 教科の細目、時間配分

教科の細目については、訓練科ごとに必要な要素を盛り込む等の見直しを行った。現行職業訓練基準で定めている教科の訓練時間は、総訓練時間 1,400 時間のうち、概ね 800 時間程度となっている。これは、職業訓練基準において、総訓練時間の約 6 割程度の時間を定め、残りの約 4 割の時間は、職業能力開発施設が地域ニーズ等を踏まえ、訓練の仕上がり像を達成するために独自の教科の設定を可能としている。このため、時間配分の見直しについて、現行の運用状況も考慮し検討した。

4) その他

倫理教育、生活指導等は、ヒアリング調査結果でも、就職指導やキャリア教育等の形で、独自に取り組まれているが、専門科目の中に盛り込むことは難しいことから、「普通学科」や「社会」等の科目で配慮する他、自由設定ができる時間での対応を期待した。

1-2 見直し提案の様式

各訓練系、各訓練科の見直し内容の記述方法として、以下の項目に従って整理した。

(1) 各訓練系の見直し

- ・ 訓練系の見直し概要
- ・ 系基礎科目の見直し（見直し概要、科目別の見直しポイント）
- ・ 系基礎科目（学科）
- ・ 系基礎科目（実技）

（表）各訓練系の系基礎科目の見直し案

《表の修正箇所等の記述方法》

- ・ 追加；*斜体赤色文字*で示す
- ・ 削除；~~○○○~~取り消し線で示す。

(2) 各訓練科の見直し

- ・ 見直し概要（科目別の見直しポイント）
- ・ 専攻科目（学科）
- ・ 専攻科目（実技）の見直し理由のポイント
- ・ 育成目標（例）

（表）各訓練科の専攻科目の見直し案

《表の修正箇所等》（上記と同様）

第2節 農林分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

2-1 「園芸サービス系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

訓練基準の見直しアンケート調査では、一部の施設から「土及び肥料」の時間数減や「安全衛生」の時間数増の意見があった。

「土及び肥料」については他の施設から同様の意見がなかったことや、「園芸サービス系」の根幹を成す部分であること等から、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

「安全衛生」については職業訓練基準としては重要な部分ではあるが、職業訓練基準以外の訓練時間で運用可能であることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

また、ヒアリング調査の中では、「造園科」を現行の「園芸サービス系」から土木系または新系に移行した方が良いとの意見もあった。「園芸サービス系」では植物の栽培を主としているが、「造園科」は植物の栽培よりも庭園等の築造に関する土木工事を主とすべきであるとの意見である。しかし、他の施設から同様の意見がなかったことや、造園工事を行う者にも植物栽培の知識は必要であることなどから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目（学科）

- ・現行どおりとする。

2) 系基礎科目（実技）

- ・現行どおりとする。

2-2 園芸サービス系「園芸科」の教科目及び教科の細目

(1) 「園芸科」

「園芸科」を実施している職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査の結果を参考にして精査を行った。

訓練基準見直しアンケート調査の結果から、現行の教科目及び教科の細目で問題なく訓練が実施されていることがわかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「園芸科」の見直しポイント

1) 専攻科目（学科）

- ・現行どおりとする。

2) 専攻科目（実技）

- ・現行どおりとする。

2-3 園芸サービス系「造園科」の教科目及び教科の細目

(1)「造園科」

「造園科」を実施している職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果及びその後のヒアリング調査の結果を参考にして精査を行った。ヒアリング調査の中では、企業から樹木剪定技術が求められているため、学科の「造園法」と実技の「造園実習」の細目に「樹木の剪定、緑地管理法」を追加し時間数を増加させた方が良いとの意見があった。しかし、他の施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果では同様の意見は見受けられなかったことや、職業訓練基準以外の訓練時間で対応可能であると判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

学科の「測量法」の細目から「多角測量」、「平板測量」、「スタジア測量」等を削除し時間数を減らした方が良いとの意見があった。これらの測量法は造園土木ではあまり使用しない測量法であるとの意見であったが、他の施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査では同様の意見は見受けられなかったことや、知識として基本的な測量法を知っておくことは重要であることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

実技の「養生」の教科の細目から「日除け」、「風除け」、「給水管等の凍結防止」を削除し時間数を減少させる意見があった。「日除け」は「幹巻き」に含まれており、「風除け」は「支柱立て」に含まれているとの意見であったが、「日除け」には「幹巻き」以外の方法があることから見直しの提案は行わずに現行どおりとした。「風除け」も同様の理由で現行どおりとした。また、「給水管等の凍結防止」は地域によっては必須の項目であることから現行どおりとした。

(2)「造園科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

2-4 「園芸サービス系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1)「園芸科」の設備の細目

訓練基準見直しアンケート調査結果では「耕うん機」を削除する意見があったが、必要な機器では無いと判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

これ以外の部分について、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わずに現行どおりとした。

(2)「造園科」の設備の細目

ヒアリング調査結果で、「倉庫」のスペースを増やす、「温室」の削除、「アルミ三脚」、「二連梯子」の追加、「粉砕機」の追加の意見があった。

「倉庫」については、現行の設備基準では手狭であるとの意見であったが、職業訓練基準で設定している広さは最低限のものであることなどから、見直し提案を行わずに現行どおりとした。

「温室」については、「造園科」では使用しないとの意見であったが、教科目及び教科の細目に変更がなく植物栽培等で使用することなどから、見直し提案を行わずに現行どおりとした。

安全の面から「(種別) 機械」に「アルミ三脚」、「二連梯子」を追加した方が良いとの意見があった。「アルミ三脚」や「二連梯子」を使用することは安全上重要なことであると考え、(種別) その他」の(工具及び用具)に含まれているものと判断し、設備基準には明記しないで現行どおりとした。

「粉砕機」については、「土及び肥料準備実習」等で腐葉土を利用できることや、産業廃棄物として処理していた枝葉を再利用し、環境にも配慮することができることから追加提案を行った。(表3-1「造園科」の設備細目の見直し案)参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「土及び肥料準備実習」等で使用し、産業廃棄物として処理されていた枝葉を腐葉土として再利用し、環境に配慮するために「粉砕機」を追加する。

表 3-1 「造園科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由	
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
建物その他の工作物	教室			60 m ²	100 m ²	60 m ²	100 m ²		
	製図室			120 m ²	200 m ²	120 m ²	200 m ²		
	屋内実習場			150 m ²	200 m ²	250 m ²	300 m ²		
	屋外実習場			450 m ²	750 m ²	800 m ²	1,330 m ²		
	温室		加温装置等を含む。	150 m ²	200 m ²	250 m ²	300 m ²		
	工具室			17 m ²	23 m ²	25 m ²	30 m ²		
	更衣室			15 m ²	22 m ²	25 m ²	38 m ²		
	倉庫			50 m ²	83 m ²	90 m ²	120 m ²		
機械	パワーショベル		0.05~0.1m ³	1 台	1 台	1 台	1 台		
	耕うん機		2~5P S	1 台	2 台	2 台	2 台		
	動力ウインチ		1~1.5 t	1 台	2 台	2 台	2 台		
	動力噴霧器		430ℓ/h ガソリン又は石油エンジン付き。	1 台	2 台	2 台	2 台		
	動力刈り機		標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
	動力芝刈り機		乗用、歩行用及び携帯用	1 台	1 台	1 台	1 台		
	散水機		標準形	1 台	2 台	2 台	3 台		
	ベルトコンベア		ベルト30cm×8m、動力エンジン付き。	1 台	1 台	1 台	1 台		
					2 台	3 台	2 台	3 台	
		粉碎機			必要数	必要数	必要数	必要数	「土及び肥料準備実習」で使用。産業廃棄物として処理していた枝葉を腐葉土として再利用し、環境に配慮。
		ポータブルサンダ		0.2~0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台	
		コンクリート用ミキサ		0.03~0.09m ³	1 台	1 台	1 台	1 台	
		パイプレータ		振動部径25~38mm	1 台	1 台	1 台	1 台	
		ランマ		50~60kg	1 台	1 台	1 台	1 台	
		チェーンソー		0.2~0.5P S	1 台	1 台	2 台	2 台	
	携帯用電気ハンマ		0.6~0.8kW	1 台	2 台	2 台	2 台		
	携帯用電気かんな		0.3~0.6kW	1 台	2 台	2 台	2 台		
	携帯用電気丸のこ		0.3~0.8kW	1 台	2 台	2 台	2 台		
	携帯用電気ドリル		0.2~0.5kW	2 台	2 台	2 台	2 台		
	携帯用電気トリマ		0.3~0.6kW	5 台	8 台	8 台	10 台		
	粉碎機		目土粉碎用	1 台	1 台	1 台	1 台		
	ローラ		60~120kg水量調節式	1 台	1 台	1 台	1 台		
	水中ポンプ		給、排水用	1 台	1 台	1 台	1 台		
	ポンプ		噴水用	1 台	1 台	1 台	1 台		
	トランシット		標準形	2 台	3 台	3 台	3 台		
	レベル		標準形	2 台	3 台	3 台	3 台		
	平板測量器		中測板、アリダードの曲率半径1.0~1.5m	2 台	3 台	3 台	3 台		
	複写機		複写幅1,000mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
	エンジン発電機		2kW	1 台	1 台	1 台	1 台		
	卓上ボール盤		穴あけ能力13mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
	両頭グラインダ		といし車径200~300mm、集じん機付き。	1 台	1 台	1 台	1 台		
	顕微鏡		写真撮影装置付き。	1 台	1 台	1 台	1 台		
	空気圧縮機		0.75~1.5kW	1 台	1 台	1 台	1 台		
	運搬用小形自動車		クレーン付き。	1 台	1 台	1 台	1 台		
その他	(工具及び用具類)								
	造園用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数		
	作業用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数		
	(計測器類)								
	計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数		
(教材類)									
掛図等				必要数	必要数	必要数	必要数		

2-5 「園芸サービス系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「園芸科」、「造園科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

2-6 「森林系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

訓練基準の見直しアンケート調査では、「地球環境問題」、「GIS」、「GPS」を追加する意見があった。近年注目されている地球温暖化等の問題は「森林系」に大きく関わってくる問題であることから、教科の細目に、「地球環境問題」を追加する提案を行った。また、新たな技術として、森林管理ツールとして定着している「GIS」や測定の技術として「GPS」測量を教科の細目として追加する提案を行った。(表3-2「森林系」の系基礎科目の見直し案」参照)

(2) 科目別見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「森林管理」の教科の細目に森林管理ツールとして定着している「GIS」を追加した。また、地球温暖化等の地球環境問題は「森林系」の中で重要度が増していることから教科の細目に「地球環境問題」を追加した。
- ・「測量法及び測樹法」の教科の細目に、「GPS測量」を追加した。近年の技術進歩に伴い、測量としてGPSを使用することが多くなったことや、機器の取扱いや使用法に対応する知識・技能が必要とされているためである。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・現行どおりとする。

表3-2 「森林系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		森林の取扱いにおける基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	270	
①	樹木学概論	40	樹木・緑化樹の分類、生理、生態
②	林業機械概論	20	各種林業用機械の構造及び操作法
③	生産工学概論	20	計画と統制、作業の改善及び合理化・標準化、品質管理、運搬管理
④	森林管理	100	造林、収穫、間伐、林地保全、GIS、地球環境問題
⑤	測量法及び測樹法	50	林地の測量法、測樹法、航空写真の判読法、GPS測量
⑥	安全衛生	30	産業安全及び労働衛生、安全衛生管理の実際、安全衛生関係法規
⑦	関係法規	10	森林関係法規
2	系基礎実技	190	
①	林業機械基本実習	30	各種林業用機械の操作及び運転実習
②	森林管理実習	80	造林、収穫、間伐、林地保全実習
③	測量及び測樹実習	60	林地の測量、測樹
④	安全衛生作業法	20	安全作業、衛生作業、応急措置、救急措置
系基礎 小計		460	

2-7 森林系「森林環境保全科」の教科目及び教科の細目

(1) 「森林環境保全科」

「森林環境保全科」を実施している職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査の結果を参考にして精査を行った。訓練基準見直しアンケート調査結果では、教科の細目に「高性能林業機械」を追加する意見があった。「高性能林業機械」は現行の教科の細目の「各種林業機械」に含まれるものと判断し、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「森林環境保全科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

(3) 「森林環境保全科」の育成目標の例

- ・森林の取扱いにおける基礎的な技能や知識がある。
- ・各種林業用機械の点検及び整備ができる
- ・森林施業や各種森林の管理について知っている。

2-8 「森林系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「森林環境保全科」については、訓練基準見直しアンケート調査結果では設備基準について特に意見はなかった。教科の細目を一部変更したが、教科目及び教科の細目との整合性を考慮し、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わずに現行どおりとした。

2-9 「森林系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「森林環境保全科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていると判断し、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

第3節 繊維・繊維製品分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

3-1 「製織系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「製織系」の教科目及び教科の細目の見直しは、設置科がある「織機調整科」に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果や技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。訓練基準見直しアンケート調査結果では教科目名の変更、教科の細目の追加・削除や新たな教科目の追加などの提案がされているが、いずれも地域産業に特化したもので、標準的なものではないことや同系の「織布科」への影響も考慮し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

3-2 「製織系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「製織系」各科

「織布科」及び「織機調整科」については、「織機調整科」を実施している職業能力開

発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査の結果を参考にして精査を行った。

訓練基準見直しアンケート調査の結果では、教科目名の変更、教科の細目の追加・削除や新たな教科目の追加などの提案がされている。しかし、提案の多くが、地域産業に特化した施設独自のものであることから、この結果を参考にし技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「製織系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

3-3 「製織系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「織機調整科」については、訓練基準見直しアンケート調査の中で地域産業に特化した設備の提案が多くされている。これらは設備基準として標準的な設備ではないので、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

「織布科」についても、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-4 「製織系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「織布科」、「織機調整科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-5 「染色系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目及び専攻科目

「染色系」は「染色科」のみが設定されていることから、「系基礎科目」と「専攻科目」を併せて精査を行った。

染色系「染色科」の教科目及び教科の細目の見直しは、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。
- 3) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 4) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

3-6 「染色系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「染色科」については、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

3-7 「染色系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「染色科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-8 「アパレル系」の教科目及び教科の細目

「アパレル系」については、「洋裁科」を実施している職業能力開発施設に対して訓練基準見直しアンケート調査を実施した。この結果を参考にし、訓練科に関わる技術動向や人材ニーズを考慮し精査を行った。

(1) 系基礎科目

訓練基準見直しアンケート調査では、教科の細目については「工場見学」、「人体の構造」、「衣服の構成」を追加する意見があった。また、一部時間数を変更する意見があった。「工場見学」は行事であり、職業訓練基準で設定すべきものではないことから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。「人体の構造」や「衣服の構成」については、他の施設から同様の意見がなかったことなどから、職業訓練基準以外の訓練時間で対応可能なことから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。時間数の変更については、

適切な理由がないことから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

これ以外の部分についても、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

3-9 「アパレル系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「アパレル系」各科

「ニット科」、「洋裁科」、「洋服科」、「縫製科」については、「洋裁科」を実施している職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果、及び「縫製科」を実施している職業能力開発施設に対して行った事前アンケート調査結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。

訓練基準見直しアンケート調査では、「洋裁科」について時間数については変更を求める意見がいくつかあった。その多くは学科の時間数を減らして、実技の時間数を増やすものであった。学科の時間数を減らして、実技の時間数を増やすことにより、技術を成熟させたいとの訓練現場の意向が伺える。技術の成熟は職業訓練として大切なものではあるが、職業訓練基準以外の訓練時間で対応可能であると判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

「ニット科」、「洋服科」、「縫製科」についても、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「アパレル系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

3-10 「アパレル系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1)「ニット科」「洋服科」「縫製科」の設備の細目

教科目及び教科の細目については、現行どおりとしたことや大きな技術革新が無かったことから、人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2)「洋裁科」の設備の細目

職業能力開発施設に対する訓練基準見直しアンケート調査結果では、一部施設から「アパレル用CAD/CAM」やパターンメイキング用の「スキャナー」の要望があったが、いずれも一部施設（同施設）からの意見であり、他の施設から同様の意見がなかったことから、職業訓練基準以外の訓練時間で対応すべきと判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。これ以外の部分についても、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-1-1 「アパレル系」の技能照査の基準の細目

現技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「ニット科」「洋裁科」「洋服科」「縫製科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-1-2 「裁縫系」の教科目及び教科の細目

「和裁科」及び「寝具科」については、「和裁科」を実施している職業能力開発施設に対して行った事前アンケート調査結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。

(1) 系基礎科目

事前アンケート調査結果では、見直しを求める意見はなかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

3-13 「裁縫系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「裁縫系」各科

「和裁科」及び「寝具科」については、「和裁科」を実施している職業能力開発施設に対して行った事前アンケート調査結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。

事前アンケート調査結果では、見直しを求める意見はなかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「裁縫系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

3-14 「裁縫系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った事前アンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「和裁科」「寝具科」について、事前アンケート調査結果では見直しを求める意見がなかった。この結果を参考にし、人材ニーズ等も考慮し精査した結果、設備基準の見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-15 「裁縫系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「和裁科」「寝具科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

3-16 「帆布製品系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目及び専攻科目

「帆布製品系」は「帆布製品製造科」のみが設定されていることから、「系基礎科目」と「専攻科目」を併せて精査を行った。

「帆布製品系帆布製品製造科」の教科目及び教科の細目の見直しは、技術動向や人材ニ

ーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。
- 3) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 4) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

3-17 「帆布製品系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「帆布製品製造科」について、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

3-18 「帆布製品系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「帆布製品製造科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

第4節 デザイン分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

4-1 「印刷・製本系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

現行の系基礎科目はよく整理されており運用にはほぼ支障がないと考えられるが、訓練内容をわかりやすく表記するため、色彩関係の内容を「教科の細目」に追加した。(詳細は表3-3「印刷・製本系」の系基礎科目の見直し案参照)

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)

- ・「デザイン概論」の教科の細目の「デザイン原理」に含まれていた「色彩」を明記し、訓練内容をより詳細なものにした。元々「デザイン原理」に含まれていたものなので、訓練時間については変更しない。

2) 系基礎科目（実技）

- ・「印刷物作成及び加工基本演習」の教科の細目に「色彩構成」を明記し訓練内容をより詳細なものにした。「色彩構成」は教科の細目の「描写」や「イラストレーション」に含まれていたものなので、訓練時間については変更しない。

表 3-3 「印刷・製本系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		製版、印刷及び製本における基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	200	
①	印刷・製本概論	80	印刷の歴史、印刷と文化、製版印刷法の概要、印刷方式、加工、製本の沿革、製本の意義、製本の種類、書籍の各部の名称
②	デザイン概論	70	デザイン原理、デザインの分野と沿革、図の構成、形、文字、 色彩
③	生産工学概論	30	品質管理、工程管理
④	安全衛生	20	産業安全及び労働衛生、安全衛生管理の実際、具体的災害防止対策
2	系基礎実技	100	
①	OA 機器操作基本実習	40	パソコン等のOA 機器の使用実習
②	印刷物作成及び加工基本演習	40	用具使用法、描写、イラストレーション、 色彩構成
③	安全衛生作業法	20	安全衛生作業法
系基礎 小計		300	

4-2 印刷・製本系「製版科」の教科目及び教科の細目

(1) 「製版科」

現在の製版工程ではデジタル技術の知識は必須となるので追加する。また、写真の現像処理やフィニッシュワークなどもデジタルでの作業に変わってきているので変更する。(表 3-4 「製版科」の専攻科目の見直し案 参照)

(2) 「製版科」の見直しポイント

1) 専攻科目（学科）

- ・「写真理論」の教科の細目に「デジタル画像」を追加し、訓練時間を 10 時間増加した。デジタルカメラによる写真撮影が主流となっており、そのデータを扱う「デジタル画像」を追加し、デジタル画像に関する知識を学ぶ。

2) 専攻科目（実技）

- ・「写真撮影実習」の教科の細目から「現像処理」を削除し、「写真出力」を追加した。写真撮影にデジタルカメラを用いることが多くなっているため、写真の出力方法（デジタル含む）について学ぶことのできる内容に改める。訓練時間は「現像処理」で減少した分を「写真出力」で増加させたため、「写真撮影実習」の時間の増減はない。
- ・「版下デザイン実習」の教科名「組版デザイン実習」に変更し、教科の細目の「フィニッシュ作成」を「組版（ページレイアウト）」に変更する。実際の製版過程で版下を作成することは少なくなっている。現状では版下の作成はデジタル処理による組版となっているので名称を変更するとともに実習する必要度の低い「フィニッシュ作成」を「組版（ページレイアウト）」に変更した。訓練時間はデジタル作業が主となり作業準備が減るため10時間削除した。

(3) 「製版科」の育成目標の例

- ・製版、印刷及び製本における基礎的作業ができる。
- ・製版に関する画像処理ができる。
- ・製版作業ができる。

表3-4 「製版科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		製版に関する画像処理における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 専攻学科		200 210	
①	写真理論	40 50	写真の原理、発色現像、感光材料、写真材料、 デジタル画像
②	画像処理	120	原稿、写真撮影、写真処理、色彩、単色製版、多色製版、画像処理、画像通信
③	グラフィックデザイン	40	企画原案、プレゼンテーション、印刷原稿作成、フィニッシュ作成、色彩計画、製版指定
2 専攻実技		300 290	
①	写真撮影実習	80	カメラ操作、写真撮影、 現像処理 、 写真出力
②	画像処理実習	140	画像処理、画像通信、印字、校正、修正、保存、出力
③	版下デザイン実習 組版デザイン実習	80 70	原稿作成、紙面構成、文字編集、色彩構成、 フィニッシュ作成 、 組み版（ページレイアウト） 、製版指定、色校正、表現技法
専攻 小計		500	
科 合計		800	
教科設定時間の割合		57.1%	

4-3 印刷・製本系「印刷科」の教科目及び教科の細目

(1) 「印刷科」

現在の製版工程ではデジタル技術の知識は必須となる。製版工程の変化に対応した実習内容とする。(表3-5 「印刷科」の専攻科目の見直し案 参照)

(2) 「印刷科」の見直しポイント

1) 専攻科目 (学科)

- ・現行どおりとする。

2) 専攻科目 (実技)

- ・「製版・刷版実習」の教科の細目の「焼付け機操作版出力」を削除し、「版出力」を追加した。現状の刷版出力は、写真製版から CTP 出力にかわりつつあり、写真製版にとらわれない実習内容とした。訓練時間は「焼付け機操作版出力」の削除により減少した時間を「版出力」の追加により増加した時間に当てたため、増減はない。

(3) 「印刷科」の育成目標の例

- ・製版、印刷及び製本における基礎的作業ができる。
- ・印刷作業ができる。

表3-5 「印刷科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		印刷における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	専攻学科	200	
①	印刷機械	40	印刷機械・印刷関連機械の構造・操作法
②	印刷材料	40	感光材料、写真製版材料、インキ、紙
③	印刷法	120	オフセット印刷、印刷機の調整法、準備作業法、印刷作業、故障の原因と対策、印刷終了後の措置
2	専攻実技	300	
①	製版・刷版実習	100	焼付け機操作 版出力 、版処理、版材の取扱い
②	印刷実習	200	給紙措置、インキ調整、湿し水措置、刷版の取付け、印刷調整、紙取扱い、刷版処理
	専攻 小計	500	
	科 合計	800	
	教科設定時間の割合	57.1%	

4-4 印刷・製本系「製本科」の教科目及び教科の細目

(1) 「製本科」

「製本科」については、他科のようなデジタル化による影響が少なかった訓練科である。技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った結果、現行どおりとした。

(2) 「製本科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

（3）「製本科」の育成目標の例

- ・製版、印刷及び製本における基礎的作業ができる。
- ・製本作業ができる。

4－5 「印刷・製本系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行ったヒアリング調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

（1）「製版科」の設備の細目

手作業主体から、コンピュータを用いたデジタル処理の作業が必要となるような技術の変化が見受けられた。そこでデジタル機材への対応と、設備の追加を行った。（表3－6「製版科」の設備細目の見直し案」参照）

具体的には、

（種別）機械において

- ・現在の技術動向に合わせた訓練を行うために、パーソナルコンピュータに伴う入出力機器を追加した。
- ・「色校正機」は従来の「電子色校正機」と「簡易色校正機」の両方の機能を併せ持つものとなったため2台配置とした。
- ・さらに、訓練が多様なメディアを使用して行われるようになったことを鑑みて「視聴覚機材」を追加した。必要数は教室、実習場それぞれで指導が行える数とした。

（種別）その他において

- ・パーソナルコンピュータには「ソフトウェア」が必須であるため必要数とした。

表3-6 「製版科」の設備細目の見直し案

設備の細目 種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習場		300 m	380 m	500 m	630 m	
	デザイン実習場		80 m	95 m	95 m	110 m	
	暗室	換気扇、暗室ランプボックス付き。	30 m	40 m	30 m	40 m	
	工具室		17 m	20 m	20 m	30 m	
	更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫		20 m	33 m	35 m	50 m	
	局所排気装置	フード、ダクト、サイクロン、モータ、ファン等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式	
	廃液処理装置	現像廃液用	1 式	1 式	1 式	1 式	
	恒温現像流し台	標準形	2 式	2 式	2 式	2 式	
機械	オフセット印刷機	A半裁	2 台	2 台	2 台	2 台	
	オフセット校正機	A全判裁自動式	1 台	1 台	1 台	1 台	
	普通カメラ	35mm、大型スタジオ用を含む。	10 台	16 台	10 台	16 台	デザイン用カメラと統合
	製版カメラ	A全判、カラー製版用、露光制御装置等付	2 台	2 台	3 台	3 台	
	万能写真植字機	電子制御式、主レンズ24本	3 台	5 台	3 台	5 台	パソコンで代用できる
	電算写真植字機	入力、編集構成、出力機等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式	パソコンで代用できる
	フィルム自動現像機	製版用	3 台	3 台	3 台	3 台	
	フィルム乾燥機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	
	印画紙乾燥機	四つ切り、熱風搬送式	2 台	2 台	2 台	2 台	
	ダイレクト製版機		2 台	2 台	2 台	2 台	
	自動現像機	紙焼き用	2 台	2 台	2 台	2 台	
	電子色分解機	2色機及び4色機 カラー	2 台	2 台	2 台	2 台	技術革新によりスキャナが主流
	電子色校正機	標準形	1 2 台	1 2 台	1 2 台	1 2 台	簡易色校正機と統合
	簡易色校正機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	電子色校正機と統合
	自動貼込み機	標準形	2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	刷版用焼き枠		2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	明室用プリンタ	標準形	2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	引伸し機	カラー対応型	3 台	5 台	3 台	5 台	
	断裁機	自動式、菊全判、光電管式、安全器付き。	1 台	1 台	1 台	1 台	
	デザイン用カメラ	トレース用、拡大4倍、縮小1/4	2 台	2 台	2 台	2 台	普通カメラと統合
	自動作図機		1 台	1 台	1 台	1 台	技術進歩で使用頻度減
	恒温器		2 台	2 台	3 台	3 台	
	ワードプロセッサ		2 台	3 台	2 台	3 台	技術進歩で使用頻度減
	刷版用自動現像機		1 台	1 台	1 台	1 台	
	倍率測定器	デジタルイザー付き。	2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	5 台	8 台	5 台	8 台	
	大判iプリンタ	A1対応	1 台	1 台	1 台	1 台	IT化に対応
	レーザープリンタ	カラー、PostScript対応	1 台	1 台	1 台	1 台	IT化に対応
	視覚機器	メディア再生機、投影機等	3 台	3 台	3 台	3 台	IT化に対応
	その他	(工具及び用具類)					
作業用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
製版用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
(計測器類)							
計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数	
(製図用具類)							
製図機及び製図用具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
(教材類)							
色見本、掛図等			必要数	必要数	必要数	必要数	
ソフトウェア			必要数	必要数	必要数	必要数	IT化に対応

(2) 「印刷科」の設備の細目

従来の手作業主体から、コンピュータを用いたデジタル処理の作業へ技術動向が変化しているため、デジタル機材への対応と、それに伴う設備の追加を行った。(表3-7 「印刷科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において

- ・現在の技術動向に合わせた訓練を行うために、パーソナルコンピュータに伴う入出力

機器を追加した。

- ・「色校正機」は従来の「電子色校正機」と「簡易色校正機」の両方の機能を併せ持つものとなったため2台配置とした。

- ・さらに、訓練が多様なメディアを使用して行われるようになったことを鑑みて「視聴覚機材」を追加した。必要数は教室、実習場、それぞれで指導が行える数とした。

(種別) その他において

- ・パーソナルコンピュータには「ソフトウェア」が必須であるため必要数とした。

表3-7 「印刷科」の設備細目の見直し案

設備の細目 種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60 m	100 m	60 m	100 m	
	印刷製本実習場		300 m	380 m	500 m	630 m	
	写真植字製版実習場		80 m	95 m	95 m	110 m	
	暗室	換気扇、暗室ランプボックス付き。	30 m	40 m	30 m	40 m	
	工具室		17 m	20 m	20 m	30 m	
	更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫		20 m	33 m	35 m	50 m	
	局所排気装置	フード、ダクト、サイクロン、モータ、ファン等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式	
	廃液処理装置	現像廃液用	1 式	1 式	1 式	1 式	
	恒温現像流し台	標準形	2 式	2 式	2 式	2 式	
機械	オフセット印刷機	A半裁、自動給排紙装置等付き。	5 台	7 台	8 台	14 台	
	オフセット校正機	A全判裁自動式	3 台	5 台	3 台	5 台	
	晒版機	A全判	1 台	1 台	1 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	普通カメラ	35mm	5 台	8 台	5 台	8 台	
	製版カメラ	A全判、カラー製版用、露光制御装置付	1 台	2 台	2 台	3 台	
	万能写真植字機	電子制御式、主レンズ24本	3 台	5 台	3 台	5 台	技術進歩で使用頻度減
	フィルム自動現像機	製版用	3 台	3 台	3 台	3 台	
	ダイレクト製版機		2 台	2 台	2 台	2 台	
	P S版自動現像機		2 台	2 台	2 台	2 台	
	電子色分解機	スキャナ 2色機及び4色機 カラー	2 台	2 台	2 台	2 台	
	電子色校正機	標準形	+ 2 台	+ 2 台	+ 2 台	+ 2 台	簡易色校正機と統合
	簡易色校正機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	電子色校正機と統合
	自動貼込み機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	技術進歩で使用頻度減
	P S版焼き枠	A全版	2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	明室用プリンタ	標準形	2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	引伸し機	四つ切り	3 台	3 台	3 台	3 台	
	断裁機	自動式、菊全判、光電管式、安全器付き。	1 台	1 台	1 台	1 台	
	紙折り機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	
	穴あけ機	はと目用及びミシン用	1 台	1 台	1 台	1 台	
	無線つづり機		1 台	1 台	1 台	1 台	
	針金つづり機	自動とじ式、0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台	
	紙締め機	電動式	1 台	1 台	1 台	1 台	
	自動作図機		1 台	1 台	1 台	1 台	技術進歩で使用頻度減
	恒温器	300W	2 台	2 台	3 台	3 台	技術進歩で使用頻度減
	ワードプロセッサ		2 台	3 台	2 台	3 台	技術進歩で使用頻度減
	印画紙自動現像機		1 台	1 台	1 台	1 台	技術進歩で使用頻度減
	倍率測定器	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	
	パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	5 台	8 台	5 台	8 台	
	大判iプリンタ	A1対応	1 台	1 台	1 台	1 台	IT化に対応
	レーザープリンタ	カラー、PostScript対応	1 台	1 台	1 台	1 台	IT化に対応
	視聴覚機器	メディア再生機、投影機等	3 台	3 台	3 台	3 台	IT化に対応
	その他	(工具及び用具類)					
作業用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
製版用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
(計測器類)							
計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数	
(製図用具類)							
製図機及び製図用具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
(教材類)							
色見本、掛図等			必要数	必要数	必要数	必要数	
ソフトウェア			必要数	必要数	必要数	必要数	IT化に対応

(3) 「製本科」の設備の細目

製本科は教科の見直しは行われていないが、最低限のコンピュータの扱いは必須の職業訓練であるとする。そこでコンピュータ本体と周辺機器の整備、それに伴う設備の追加を行った。(表3-8 「製本科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において

- ・最低限のコンピュータリテラシーのための、「パーソナルコンピュータ」とその「周辺機器」を必要数とした。
- ・また、訓練が多様なメディアを使用して行われるようになったことを鑑みて「視聴覚機材」を追加した。必要数は教室、実習場それぞれで指導が行える数とした。

(種別) その他において

- ・パーソナルコンピュータには「ソフトウェア」が必須であるため必要数とした。

表3-8 「製本科」の設備細目の見直し案

設備の細目 種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
建物その他の工作	教室		60 m	100 m	60 m	100 m		
	実習場		260 m	350 m	260 m	350 m		
	工具室		10 m	17 m	17 m	22 m		
	更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m		
	倉庫		20 m	33 m	33 m	50 m		
	局所排気装置	フード、ダクト、サイクロン、モータ、ファン等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式		
機械	断裁機	安全器付き。	1 台	2 台	2 台	3 台		
	ストレートミシン	スロットライン	1 台	2 台	2 台	3 台		
	紙折り機	菊全判	1 台	2 台	2 台	3 台		
	アジロ折り機	2折りB4	1 台	1 台	1 台	1 台		
	針金つり機	自動とじ式	1 台	2 台	2 台	3 台		
	無線つり機	電動式	1 台	1 台	1 台	1 台		
	糸つり機	全自動式	1 台	1 台	1 台	1 台		
	紙締め機	電動式	1 台	1 台	1 台	1 台		
	紙そろえ機	B3	1 台	1 台	1 台	1 台		
	穴あけ機	2連式	1 台	1 台	1 台	1 台		
	結束機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
	丁合い機	自動B4	1 台	1 台	1 台	1 台		
	袋角機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
	角丸切り機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
	箔押し機	半自動	1 台	1 台	1 台	1 台		
	マーブル巻き機	電動式	1 台	1 台	1 台	1 台		
	カウンタロン	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
	手押しカセットマーク	卓上	1 台	1 台	1 台	1 台		
	パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ、スキャナ等を含む。	5 台	8 台	5 台	8 台	IT化に対応	
	視聴覚機器	メディア再生機、投影機等	3 台	3 台	3 台	3 台	IT化に対応	
	その他	(工具及び用具類)						
		作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
		製版用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
(計測器類)								
計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数		
(教材類)								
紙、工程見本等		必要数	必要数	必要数	必要数			
ソフトウェア		必要数	必要数	必要数	必要数	IT化に対応		

4-6 「印刷・製本系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

基本的には技能検定につながる項目の整理を行ったことと、手作業からデジタル化に対応した作業が増えたため、特定の作業を差す言葉からより広い意味を差す表現に変えた。

(1) 「印刷・製本系」の技能照査の基準の細目

「デッサン」を「描写」に変更し、表現の適正化を行った。(表3-9「印刷・製本系」の技能照査の基準の細目の見直し案 参照)

具体的には

(系基礎実技) において

- ・「デッサン」を削除し、「描写」を追加した。

表3-9 「印刷・製本系」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目

訓練科	印刷・製本系製版科		
	学科	実技	
系基礎	1	印刷の種類及び特徴についてよく知っていること。	系基礎
	2	製本の種類及び特徴についてよく知っていること。	
	3	デザイン構成についてよく知っていること。	
	4	色彩についてよく知っていること。	
	5	安全衛生についてよく知っていること。	
		1	OA機器の操作ができること。
		2	色彩構成ができること。
		3	デッサン描写ができること。
		4	安全作業、衛生作業がよくできること。

(2) 「製版科」の技能照査の基準の細目

スキャナ関係を機材の変化に伴い「画像処理」という言葉でまとめた。またデジタル化に伴い、「写真処理」、「修正」、「仕上げ」は、「校正と修正作業」でまとめた。(表3-10「製版科」の技能照査の基準の細目の見直し案 参照)

具体的には

(専攻学科) において

- ・「トータルスキャナシステムについてよく知っていること」を削除し、以下の番号を繰り上げた。
- ・「カラースキャナ及びモノクロスキャナ」を削除し、「画像処理」を追加した。
- ・「感光材料の種類及び特徴について知っていること。」を削除した。

(専攻実技) において

- ・「写真処理ができること」を削除し、以下の番号を繰り上げた。
- ・「修正及び仕上げ」を削除し、「校正及び修正」を追加した。

表 3 - 1 0 「製版科」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目

訓練科		印刷・製本系製版科				
		学科	実技			
専攻	1	版の種類及び特徴について知っていること。	1	原稿作成作業がよくできること。		
	2	製版の工程についてよく知っていること。	2	画像処理作業がよくできること。		
	3	トータルスキャナシステムについてよく知っていること。	3	写真処理ができること。		
	4	3 カラーレスキャナ及びモノクロスキャナ画像処理についてよく知っていること。	専攻	4	3	修正及び仕上げ校正及び修正ができること。
	5	4 グラフィックデザインについて知っていること。				
	6	5 写真の原理について知っていること。				
	7	感光材料の種類及び特徴について知っていること。				

(3) 「印刷科」の技能照査の基準の細目

「印刷科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(4) 「製本科」の技能照査の基準の細目

求められる到達水準に応じた表現に改めた。(表 3 - 1 1 「製本科」の技能照査の基準の細目の見直し案 参照)

具体的には、

(専攻実技)において

- ・「突きそろえ作業」「丁合作業」「針金とじ作業」「くるみ作業」「圧縮作業」「背固め作業」の「よくできること」を「できること」に変更した。

表 3 - 1 1 「製本科」の技能照査の基準の細目の見直し案

訓練科		印刷・製本系製本科	
		学科	実技
専攻	1	書籍及び事務用品類製本の各部分の名称についてよく知っていること。	1 上質紙、中質紙及び更紙の判定ができること。
	2	製本機械の種類、構造及び使用法について知っていること。	2 突きそろえ作業がよくできること。
	3	製本の工作手順についてよく知っていること。	3 裁ち割り作業ができること。
	4	事務製品類製本の工作手順についてよく知っていること。	4 紙折り作業ができること。
	5	製本用器具の種類及び使用法についてよく知っていること。	5 張り込み作業ができること。
	6	製本仕上げ品の良否の見分け方について知っていること。	6 見返し作業ができること。
	7	製本材料の種類、性質及び用途について知っていること。	7 丁合い作業がよくできること。
	8	接着剤の種類、性質及び用途についてよく知っていること。	8 針金とじ作業がよくできること。
			9 くるみ作業がよくできること。
			10 背巻き作業ができること。
			11 圧縮作業がよくできること。
			12 背固め作業がよくできること。
			13 のり入れ作業ができること。

4 - 7 「塗装系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「塗装系」には「金属塗装科」、「木工塗装科」、「建築塗装科」の3科の職業訓練基準が設定されている。3科に対して訓練基準見直しアンケート調査を行い、更にヒアリング調査を実施した。その結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。

訓練基準見直しアンケート調査の結果では、教科の細目に「色彩」を追加する意見が多く見受けられた。しかし、既に「色彩の基礎」や「塗装及び色彩」等が教科の細目に設定されていることから、既に含まれていることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

また、安全衛生や関係法規の内容を充実させる意見も見受けられたが、現行の職業訓練基準でも対応可能であることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

更に、製図や作業工程の明示等の意見もあったが、現行の職業訓練基準でも対応可能であることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

「塗装系」ではVOC対策等の環境配慮が重視されてきていることから、環境問題を教科の細目に追加した。

技術革新の面では水性塗料が主流になったことがあげられる。しかし、塗料が変わっても現行の教科目及び教科の細目で問題なく訓練が実施できることが、ヒアリング調査等から得られたため、塗料の水性化に伴う見直しの提案は行わずに現行どおりとした。(表 3 - 1 2 「「塗装系」の系基礎科目の見直し案」参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「生産工学概論」の教科の細目にVOC対策やCO₂削減等の環境問題に対応するため、「環境管理」を追加した。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・現行どおりとする。

表3-12 「塗装系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		塗料の調色及び塗装における基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 系基礎学科		180	
①	デザイン概論	20	デザインの意味、色彩の基礎、意匠及び表現、塗装及び色彩
②	塗装法概論	40	塗装の目的、塗装の歴史、塗装の対象領域（金属、木、建築物、プラスチック等）
③	生産工学概論	20	材料及び機械の管理、工程管理、品質管理、運搬管理、 環境管理
④	塗料	40	塗料の構成・分類・性質及び原料、塗装用補助材料、被塗装物別の塗料及び特殊機能塗料・塗膜層の形成
⑤	塗装設備及び機器	20	空気圧縮機、エアスプレー、吸排気装置、乾燥装置
⑥	安全衛生	20	安全衛生管理、安全衛生関係法規、安全作業法
⑦	関係法規	20	消防法、労働安全衛生法、その他
2 系基礎実技		300	
①	機械操作基本実習	40	空気圧縮機、エアスプレー塗装機等の取扱い及び手入れ
②	デザイン基本実習	40	図の構成、色彩計画、レタリング
③	調色基本実習	40	塗料の調色、塗料の調合・調整
④	塗装基本実習	160	下地処理、はけ塗り・吹付け・マスキング・塗膜の研磨・特殊塗料の塗装及び補修塗装の作業
⑤	安全衛生作業法	20	安全衛生作業法
系基礎 小計		480	

4-8 塗装系「金属塗装科」の教科目及び教科の細目

(1) 「金属塗装科」

訓練基準見直しアンケート調査の結果では、「非金属材料」に関する塗装法の追加を求める意見があった。「非金属材料」に関する塗装は職業訓練基準以外の訓練時間で対応可能であると判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

パソコンによるデザイン科目の追加を求める意見もあったが、これについても職業訓練基準以外の訓練時間で対応可能であると判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとし

た。

時間数の変更を求める意見も多数あったが、時間数を変更する適切な理由が見あたらないことや、施設独自の考え方に基づくものであるとの判断から、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「金属塗装科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

(3) 「金属塗装科」の育成目標の例

- ・塗料の種類や工程の違いを理解し、適正な塗装ができる。
- ・金属製品の塗装の種類及び特徴について理解し、適正な塗装ができる。

4-9 塗装系「木工塗装科」の教科目及び教科の細目

(1) 「木工塗装科」

訓練基準見直しアンケート調査の中で「塗装法」の時間数を減らす意見があったが、塗料や塗装法が多様化している中で、「塗装法」の重要性が増していること等を考慮し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。ただし、表現の適正化は行った(表3-13「木工塗装科」の専攻科目の見直し案」参照)

(2) 「木工塗装科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・「塗装法」の教科の細目の表現を適正化するために、「表面処理実習」を「表面処理」に変更した。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

(3) 「木工塗装科」の育成目標の例

- ・塗料の種類や工程の違いを理解し、適正な塗装ができる。
- ・木工製品の塗装の種類及び特徴について理解し、適正な塗装ができる。

表 3 - 1 3 「木工塗装科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		木工製品の塗装における下地処理から仕上げまでの作業における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 専攻学科		170	
①	塗料	30	木工塗装用塗料の種類及び性質
②	塗装法	90	表面処理実習、はけ塗り、吹付け塗装、塗膜の研磨、特殊塗料の塗装、変り塗り、補修塗装、木工用材料の性質、木工用材料の塗装法
③	試験法	20	試験の一般条件、塗料の試験方法、塗膜の試験方法、塗装環境の試験方法、測定機と試験機
④	仕様及び積算	30	仕様書、仕様書の作成、仕様書及び設計図、積算、見積り
2 専攻実技		250	
①	塗装機器操作実習	50	木工塗装用機器の取扱い及び手入れ
②	塗装実習	160	木工製品の塗装実習
③	塗料・塗膜検査実習	40	塗料及び塗膜の検査
専攻 小計		420	
科 合計		900	
教科設定時間の割合		64.3%	

4 - 1 0 塗装系「建築塗装科」の教科目及び教科の細目

(1) 「建築塗装科」

訓練基準見直しアンケート調査及びその後のヒアリング調査の結果では、教科の細目の「ゴンドラの操作」を削除する意見があった。労働基準法により未成年者の高所作業が禁止されていることなどから表現を改めることとした。これ以外の部分については、表現の適正化のみを行った。(表 3 - 1 4 「建築塗装科」の専攻科目の見直し案 参照)

(2) 「建築塗装科」の見直しポイント

1) 専攻科目 (学科)

- ・「塗装法」の教科の細目の表現を適正化するために、「表面処理実習」を「表面処理」に変更した。

2) 専攻科目 (実技)

- ・「足場実習」の教科の細目を「足場の設置、ゴンドラの操作」から「各種足場による高所作業」に変更し対応可能な訓練内容とした。

(3) 「建築塗装科」の育成目標の例

- ・塗料の種類や工程の違いを理解し、適正な塗装ができる。

- ・建築物の塗装の種類及び特徴について理解し、適正な塗装ができる。

表 3 - 1 4 「建築塗装科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		建築物の塗装における塗装用足場の組立て及び解体等並びに下地処理から仕上げまでの作業における技能並びにこれに関する知識	
教科	訓練時間	教科の細目	
1 専攻学科	170		
① 建築構造	20	各種建築構造の特徴、各種建築構造の主要部分の名称	
② 塗料	30	建築物塗装用塗料の種類及び性質	
③ 塗装法	80	表面処理実習、はけ塗り、吹付け塗装、塗膜の研磨、特殊塗料の塗装、変り塗り、補修塗装、建築材料の性質、建築物の塗装法	
④ 試験法	20	試験の一般条件、塗料の試験方法、塗膜の試験方法、塗装環境の試験方法、測定機と試験機	
⑤ 仕様及び積算	20	仕様書、仕様書の作成、仕様書及び設計図、積算、見積り	
2 専攻実技	250		
① 塗装機器操作実習	40	建築物塗装用機器の取扱い及び手入れ	
② 建築物塗装実習	150	建築物の塗装、鉄鋼構造物の塗装	
③ 足場実習	20	足場の設置、ゴンドラの操作 各種足場による高所作業	
④ 塗料・塗膜検査実習	40	塗料及び塗膜の検査	

専攻 小計 420
 科 合計 900
 教科設定時間の割合 64.3%

4 - 1 1 「塗装系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1) 「金属塗装科」の設備の細目

訓練基準見直しアンケート調査結果では、赤外線スタンドの摘要を削除する意見があった。技術革新によりヒーター式等、電球式以外の赤外線スタンドも存在することから、他の方式も選択できるように摘要を削除した。これ以外では、「表面温度計」や溶接機の種類を増やす等の意見があったが、現行の基準で問題なく訓練が実施できていることなどから見直しの提案は行わずに現行どおりとした。(表 3 - 1 5 「金属塗装科」の設備細目の見直し案 参照)

表3-15 「金属塗装科」の設備細目の見直し案

設備の細目			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
種別	名称	摘要	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60㎡	100㎡	60㎡	100㎡	
	実習場		480㎡	650㎡	650㎡	800㎡	
	測定実習室		30㎡	50㎡	30㎡	50㎡	
	塗料調合室	換気装置付き。	30㎡	30㎡	30㎡	30㎡	
	電着塗装室		50㎡	50㎡	50㎡	50㎡	
	粉体静電塗装室		50㎡	50㎡	50㎡	50㎡	
	自動車塗装室		70㎡	70㎡	70㎡	70㎡	
	前処理室		30㎡	30㎡	30㎡	30㎡	
	空気圧縮機室		15㎡	15㎡	15㎡	15㎡	
	工具室		10㎡	17㎡	17㎡	22㎡	
	更衣室		15㎡	22㎡	25㎡	38㎡	
	倉庫		30㎡	50㎡	50㎡	65㎡	
	危険物貯蔵倉庫	消防法の条件を備えること。	20㎡	30㎡	30㎡	50㎡	
	熱風乾燥炉	5～15kW	2式	2式	2式	2式	
	赤外線乾燥炉	250W×70～300球、遠赤外線、超赤外	1式	1式	1式	1式	
	静電塗装装置	60～600kW（高圧発生機、塗装タンクガ	1式	1式	1式	1式	
	粉体静電塗装装置	ガン、供給機、高圧発生機、回収機、プー	1式	1式	1式	1式	
	電着塗装装置	塗料そう、電源装置等を含む。	1式	1式	1式	1式	
	自動車塗装ブース	4,400×6,880×2,500mm	1式	1式	1式	1式	
	局所排気装置	水洗ブース又は乾式ブース、フード、ダク	3式	3式	3式	3式	
前処理そう	被膜化作用、浸漬7そう式各そう1㎡（公	2式	2式	2式	2式		
廃液処理再生装置	標準形	1式	1式	1式	1式		
とぎ場	給・排水設備を含む。	2式	2式	2式	2式		
機械	エアレススプレ	ホット形又はコールド形	3台	5台	3台	5台	
	空気圧縮機	1.5～11.5kW（空気清浄圧力調整器付	3台	5台	3台	5台	
	赤外線乾燥スタンド	250W×12球、250W×24球	8台	8台	8台	8台	電球式からヒーター式に移行しつつあるため、摘要を削除した
	攪拌機	標準形	3台	5台	3台	5台	
	調色機	標準形	5台	7台	5台	7台	
	両頭グラインダ	といし車径200～300mm 集じん機付き。	1台	1台	1台	1台	
	集じん機	可搬式	1台	2台	1台	2台	
	サンドブラスト	電気式、エア式	1台	1台	1台	1台	
	標準光源	100V	3台	5台	3台	5台	
	電気掃除機	標準形	2台	2台	2台	2台	
	表面あらさ測定機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	表面かたさ試験機	標準形	2台	2台	2台	2台	
	塗膜厚さ試験機	標準形	5台	7台	5台	7台	
	塗面試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	塗膜折曲げ試験機	標準形	2台	3台	2台	3台	
	自動塗膜はくり試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	塗膜破裂強度試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	ピンホール試験機	標準形及び小形移動用プザー式	2台	3台	2台	3台	
	付着性試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	衝撃試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	耐候促進試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	塩水噴霧試験機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	引張り試験機	最高重量50kg	1台	1台	1台	1台	
	スチームクリーナ	4～10kg/cm	1台	1台	1台	1台	
	顕微鏡	100～1,000倍（写真撮影装置付き。）	3台	3台	3台	3台	
	廃液処理再生機	標準形	1台	1台	1台	1台	
	圧送用ポンプ	エア式、塗料用、吹付機用	2台	3台	2台	3台	
	スポット溶接機	ミニスポット形	1台	1台	1台	1台	
その他	(工具及び用具類)						
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	金属塗装用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(計測器類)						
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(製図用具類)						
製図器及び製図用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
(教材類)							
模型、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数		

(2) 「木工塗装科」の設備の細目

訓練基準見直しアンケート調査結果では見直しを求める意見はなかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

(3)「建築塗装科」の設備の細目

訓練基準見直しアンケート調査結果では、金属塗装用の機器を削除する意見があったが、「建築塗装科」は系基礎で金属塗装も行うため、見直し提案は行わず現行どおりとした。また、各種試験機や測定機を大幅に削除する意見もあったが、教科目及び教科の細目で定められた訓練を実施する際に必要なものであることから、各種試験機や測定機の削除は行わずに、現行どおりとした。

4-12 「塗装系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「金属塗装科」、「木工塗装科」、「建築塗装科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

4-13 「デザイン系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

従来の手作業に加え、コンピュータを用いた作業が連続的に行われるようになったことに伴う科目の見直しを行った。また、教科ごとに内容が分断してしまうのではなく、デザイン系の訓練科目を通じて、実際の仕事全体の理解を深めることができるように、教科目及び教科の細目の整理を行った。(表3-16「デザイン系」の系基礎科目の見直し案参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「コンピュータ概論」の教科の細目の「OA機器概論」、「CADシステム」、「プログラミング」を削除し「コンピュータ基礎」を追加した。コンピュータの基礎的理解については求められる内容が変化したため、教科の細目を整理した。内容を置き換えたため訓練時間の変更はしない。
- ・教科目の「材料及び加工法」の教科の細目「色彩材料」を削除し、教科目「色彩」の教科の細目に「色彩材料」を追加した。
色彩に関する細目を一つの科目へまとめ、より深い理解を目指した。訓練時間は特に変更しない。
- ・教科目「色彩」の教科の細目から「色彩心理」を削除した。
教科の細目「色の概念」の中に含まれているものと判断できることから、「色彩心理」を削除した。訓練時間は特に変更しない。

- ・教科目「造形」の教科の細目から、「造形心理」を削除した。
教科の細目「造形の概念」の中に含まれているものと判断できることから、「造形心理」を削除した。訓練時間は特に変更しない。

2) 系基礎科目（実技）

- ・「平面及び立体構成基本実習」の教科の細目の「具象的構成」を削除し、「平面構成」と「立体構成」を追加した。細目に書かれた構成について、平面、立体、空間というわかりやすい表現にあらためた。

表3-16 「デザイン系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		ハンドワーク及びCADによるデザインにおける基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 系基礎学科		300	
①	コンピュータ概論	50	OA機器論、CADシステム、 コンピュータ基礎 、ハードウェア、ソフトウェア、プログラミング
②	生産工学概論	10	職場と組織、工程管理、作業研究、品質管理
③	マーケティング論	20	市場調査、製品計画、仕様と積算、デザインマネジメント
④	美術工芸史	20	日本美術史、西洋美術史、デザイン史
⑤	製図	40	用具、規格、平面画法、立体画法、投影画法、透視画法、製図
⑥	色彩	30	色の概念、表面体系、色の表現、 色彩心理 、 色彩材料 、配色と調和
⑦	造形	40	形態の概念、 造形心理 、構成原理
⑧	デザイン	60	デザイン原理、デザインの分野と沿革、図の構成、形、文字
⑨	材料及び加工法	20	色彩材料 、加工材料、加工法、各種材料と特徴
⑩	安全衛生	10	産業安全、労働衛生、安全衛生管理、具体的災害防止方法
2 系基礎実技		200	
①	器工具使用法	30	デザイン用器工具の使用法
②	平面及び立体構成基本実習	20	用具使用法、形態と構成、 具象的構成 、 平面構成 、 立体構成 、空間構成
③	色彩構成基本実習	20	色の調和、色の構成、配色とバランス
④	デザイン基本実習	80	用具使用法、描写、イラストレーション
⑤	コンピュータグラフィックデザイン基本実習	40	コンピュータ操作、基礎プログラミング、基本形状生成、拡張形状生成、形状操作、解析、色彩調整及び構成
⑥	安全衛生作業法	10	安全衛生作業法
系基礎 小計		500	

4-14 デザイン系「広告美術科」の教科目及び教科の細目

(1) 「広告美術科」

「広告美術科」の見直しはヒアリング調査の結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。現行の職業訓練基準で特に問題なく運用されていることから、大幅な変更は行わず、表現の適正化のみ行った。

(2) 「広告美術科」の見直しポイント

1) 専攻科目（学科）

- ・「関係法規」の教科の細目の「その他」を「その他法規」に変更。

他科の教科の細目の表記に合わせた。内容の変更は無いため、訓練時間の変更はしない。

2) 専攻科目（実技）

- ・現行どおりとする。

(3) 「広告美術科」の育成目標の例

- ・ハンドワーク及びCADによるデザインにおける基礎的な作業ができる。
- ・広告物の製作及び施工における作業ができる。

表3-17 「広告美術科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		広告物の製作及び施工における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	専攻学科	100	
①	広告概論	20	広告の定義、広告の機能、広告媒体、広告表現
②	施工法	70	広告板、広告板の製作、電気サインの製作、ディスプレイ、店舗の施工
③	関係法規	10	屋外広告物法、建築基準法、道路交通法、その他、 その他法規
2	専攻実技	300	
①	設計実習	60	各種モデリング、各種操作演習
②	工作実習	80	木材・金属・プラスチック加工、素地調整及び塗装
③	広告物製作実習	120	各種広告物の製作
④	展示及び装飾実習	40	各種広告物の展示及び装飾
	専攻 小計	400	
	科 合計	900	
	教科設定時間の割合	64.3%	

4-15 デザイン系「工業デザイン科」の教科目及び教科の細目

(1) 「工業デザイン科」

「工業デザイン科」の見直しはヒアリング調査の結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。現行の職業訓練基準で特に問題なく運用されていることから、大幅な変更は行わず、表現の適正化のみ行った。(表3-18 「工業デザイン科」の専攻科目の見直し案 参照)

(2) 「工業デザイン科」の見直しポイント

1) 専攻科目（学科）

- ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
- ・「製品計画実習」の教科の細目の「リ・デザイン」を削除した。
- 他の細目に内容が含まれるため、内容に変化はないため訓練時間の変更はしない。

(3) 「工業デザイン科」の育成目標の例

- ・デザインにおける基礎的な作業ができる。
- ・工業製品の開発及び改善に必要な工業デザイン及びモデリングができる。

表 3 - 1 8 「工業デザイン科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲	工業製品の開発及び改善に必要な工業デザイン及びモデリングにおける技能及びこれに関する知識	
教科	訓練時間	教科の細目
1 専攻学科	100	
① 人間工学	10	人間工学とデザイン、道具とデザイン、環境工学
② 製品デザイン	60	デザインの方法、ID表現、試作表現、モデリング
③ 工作法	30	測定法、工作機械、材料加工法、試作加工法
2 専攻実技	300	
① 製品計画実習	60	アイデアワーク、リ・デザイン、製品化企画
② 試作表現実習	140	各種モデリング、各種試作演習
③ 工業デザイン実習	100	各種原画作成、デザイン製図、CAD演習
専攻 小計	400	
科 合計	900	
教科設定時間の割合	64.3%	

4 - 1 6 デザイン系「商業デザイン科」の教科目及び教科の細目

(1) 「商業デザイン科」

原画から版下までの流れがデジタル化され一体化していることや、根本的な企画段階から完成品までの流れを理解し、実作できる能力が習得できるような項目を加えた。(表 3 - 1 9 「商業デザイン科」の専攻科目の見直し案 参照)

(2) 「商業デザイン科」の見直しポイント

1) 専攻科目 (学科)

- ・「広告概論」の教科の細目に「宣伝及び企画」を追加した。
- 作業がデジタル化したことにより、プランニングの重要性が増した。
- 他の細目に含まれる内容だったため、訓練時間は変更しない。

2) 専攻科目 (実技)

- ・「商業デザイン実習」の教科の細目の「各種原画作成」、「版下作成」、「CAD演習」、「媒体研究」を削除し「商業印刷物作成」、「パッケージ作成」、「仕様及び積算」を追加した。「仕様及び積算」はデジタル化により、仕事内容が原画、版下、仕上がり

までの一体化した内容で求められるようになったため、平面と立体の完成物の作成と、それにかかるコスト面を理解する必要がある。訓練時間はこれまでと同様の時間数が必要なため変更しない。

- 3) 「訓練の対象となる技能及び知識の範囲」の「広告用原画」、「印刷物の版下作成」を削除し、「広告物作成」を追加した。原画から版下までの流れがデジタル化され一体化していることから、それらを「広告物作成」にまとめた。

(3) 「商業デザイン科」の育成目標の例

- ・デザインにおける基礎的な作業ができる。
- ・広告制作物等の商業デザインにおける作業ができる。

表 3 - 1 9 「商業デザイン科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		広告用原画、印刷物の版下作成、 広告物作成 等の商業デザインにおける技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	専攻学科	100	
①	広告概論	40	広告の定義、広告の機能、広告媒体、広告表現、 宣伝及び企画
②	印刷及び写真	40	印刷とデザイン、印刷表現、写真理論、カメラワーク、写真植字システム
③	視覚伝達法	20	視覚伝達デザイン、視覚媒体、コミュニケーション、空間時間表示、記号
2	専攻実技	300	
①	写真制作実習	100	各種写真作成
②	商業デザイン実習	200	各種原画作成、版下作成、CAD演習、媒体研究 商業印刷物作成、パッケージ作成、仕様及び積算

計 400
900

教科設定時間の割合 64.3%

4 - 1 7 「デザイン系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1) 「広告美術科」の設備の細目

手作業に加え、コンピュータを用いたデジタル処理の作業が必要となるような技術の変化があるため、デジタル機材への対応と、それに伴う設備の追加を行った。(表 3 - 2 0 「広告美術科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において

- ・「電気かんな」、「電気ルータ」、「電気ドリル」等は小型、汎用化されたため、「携帯用」という表記を削除した。
- ・「機械類の摘要欄」は、時代と共に変化する容量に対応した更新や購入が可能となるようにするため、細かい規定を削除した。
- ・現在の技術動向に併せた訓練を行うために、パーソナルコンピュータに伴う「入出力機器」を追加した。
- ・入力用機材として「カメラ」類は必須であり、特にデジタル化された訓練においては一定数が必要なため複数台とした。
- ・「大型出力機」、「カッティングマシン」、「入力機器」は、当該科において看板製作のメイン機材として必須となっているため複数台を追加した。
- ・さらに、訓練が多様なメディアを使用して行われるようになったことを鑑みて「視聴覚機材」を追加した。必要数は教室、実習場それぞれで指導が行える数とした。

(種別) その他において

- ・パーソナルコンピュータには「ソフトウェア」が必須であるため必要数とした。

表3-20 「広告美術科」の設備細目の見直し案

設備の細目 種別	名称	摘要	高等学校卒業生等		中学校卒業生等		変更理由または提案理由
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
			建物その他の工作物	教室	60 m ²	100 m ²	
	実習場	380 m ²	520 m ²	560 m ²	700 m ²		
	塗装場	50 m ²	50 m ²	50 m ²	50 m ²		
	準備室	20 m ²	20 m ²	20 m ²	20 m ²		
	工具室	13 m ²	20 m ²	20 m ²	33 m ²		
	暗室	20 m ²	30 m ²	20 m ²	30 m ²		
	更衣室	15 m ²	22 m ²	25 m ²	38 m ²		
	倉庫	30 m ²	50 m ²	50 m ²	65 m ²		
	木工機械用局所排気装置	フード、ダクト、ファン、モータ等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式	
	塗装用局所排気装置	水洗ブース又は乾式ブース、ダクト、ファン、モータ等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式	
機械	手押しかんな盤	加工幅200～300mm、安全自動送り装置付	2 台	2 台	2 台	2 台	時代変化に対応するため
	自動一面かんな盤	加工幅300～600mm	1 台	1 台	1 台	1 台	時代変化に対応するため
	パネルソー	木工、プラスチック兼用、デジタル自動定規付き。	1 台	1 台	1 台	1 台	時代変化に対応するため
	丸のご盛	加工幅300～400mm、安全自動送り装置付	1 台	2 台	2 台	2 台	時代変化に対応するため
	横引き丸のご盛	加工幅300～400mm	1 台	1 台	1 台	1 台	時代変化に対応するため
	糸のご盛	0.75kW	3 台	4 台	6 台	10 台	時代変化に対応するため
	角のみ盤	のみ寸法5～20mm	1 台	2 台	2 台	3 台	時代変化に対応するため
	携帯用 電気かんな	0.4～0.8kW	2 台	3 台	3 台	5 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気ルータ	0.8～1.0kW	1 台	2 台	2 台	2 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気丸のご	0.4～0.8kW	1 台	2 台	2 台	2 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気ジグソー	0.2～0.4kW	2 台	2 台	2 台	2 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気グラインダ	0.2～0.6kW	1 台	2 台	2 台	3 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気ディスクサンダ	0.2～0.6kW	2 台	3 台	3 台	5 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気ポリリッシャ	0.2～0.6kW	1 台	2 台	2 台	3 台	小型、汎用化されたため
	携帯用 電気ドリル	0.2～0.4kW	2 台	3 台	3 台	5 台	小型、汎用化されたため

	フートプレス	標準形	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	足踏みシヤ	切断長さ600～1,000mm	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	万能折曲げ機	曲げ長さ600～1,500mm	1台	1台	2台	2台	時代変化に対応するため
	三本ロール	曲げ長さ600～1,300mm	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	交流アーク溶接機	12～35kVA(電撃防止器、安全ホルダ、ヘルメット、その他付属品を含む。)	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	点溶接機	3.5kVAコンデンサ形	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	卓上ボール盤	穴あけ能力13mm	1台	1台	2台	2台	時代変化に対応するため
	トレースボード	けい光灯付き。	15台	25台	15台	25台	時代変化に対応するため
	両頭グラインダ	ともし車径200～300mm	1台	1台	2台	2台	時代変化に対応するため
	パフ盤	0.75kW 集じん機付き。	1台	2台	2台	3台	時代変化に対応するため
	プラスチックカッタ	0.2～0.6kW	2台	3台	3台	5台	時代変化に対応するため
	電熱線切断機	発泡スチロール切抜き用	2台	2台	2台	2台	時代変化に対応するため
	プラスチック曲げ機	標準形	2台	3台	3台	5台	時代変化に対応するため
	ホットジェット溶接機	圧力0.25～0.4kg/cm ²	1台	2台	2台	2台	時代変化に対応するため
	プラスチックシート加熱機	標準形	1台	2台	2台	2台	時代変化に対応するため
	スクリーン印刷機	標準形	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	写真植字機	万能形、主レンズ18～20本	1台	1台	1台	1台	時代変化に対応するため
	網張り機	真空式等	2台	2台	2台	2台	時代変化に対応するため
	エアレススプレー	ホット形又はコールド形	1台	2台	2台	2台	時代変化に対応するため
	赤外線乾燥スタンド	250W×12球又は250W×24球	1台	2台	2台	2台	時代変化に対応するため
	空気圧縮機	0.2～1.5kW	3台	5台	5台	5台	時代変化に対応するため
	写真機 カメラ	35形	1 3台	1 5台	2 6台	2 12台	デジタル化に伴い使用頻度が増した
	引伸し機	四つ切り	1台	1台	1台	1台	技術進歩で使用頻度減
	恒温機	300W	1台	1台	1台	1台	技術進歩で使用頻度減
	複写機	複写幅1,000mm	1台	1台	1台	1台	技術進歩で使用頻度減
	投影拡大機	光学式	2台	2台	2台	2台	技術進歩で使用頻度減
	トレスコープ	倍率1/4～4倍	1台	1台	1台	1台	技術進歩で使用頻度減
	水冷式水銀灯	2kW	1台	1台	1台	1台	技術進歩で使用頻度減
	パーソナルコンピュータ	本体(CGを含む。)、ディスプレイ、プリンタ等	5台	8台	5台	8台	
	大型出力機		5台	5台	5台	5台	IT化に対応
	カッティングマシン		5台	5台	5台	5台	IT化に対応
	入力機器	スキャナ	5台	5台	5台	5台	IT化に対応
	視聴覚機器	メディア再生機、投影機等	3台	3台	3台	3台	IT化に対応
その他	(工具及び用具類)						
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	木工用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	溶接用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(計測器類)						
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)						
	模型、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数	
	ソフトウェア		必要数	必要数	必要数	必要数	IT化に対応

(2)「工業デザイン科」「商業デザイン科」の設備の細目

手作業に加え、コンピュータを用いたデジタル処理の作業が必要となるような技術の変化があるため、デジタル機材への対応と、それに伴う設備の追加を行った。(表3-21「工業デザイン科」「商業デザイン科」の設備細目の見直し案)参照)

具体的には、

(種別) 機械において

- ・現在の技術動向に合わせた訓練を行うために、パーソナルコンピュータに伴う入出力機器を追加した。
- ・「写真機」を「カメラ」に変更し、表現の適正化を行った。
- ・「大型出力機」、「カッティングマシン」、「入力機器」は、作品製作の機材としてよく用いるため複数台とした。
- ・さらに、訓練が多様なメディアを使用して行われるようになったことを鑑みて「視聴覚機材」を追加した。必要数は教室、実習場それぞれで指導が行える数とした。

(種別) その他において

- ・ パーソナルコンピュータには「ソフトウェア」が必須であるため必要数とした。

表 3-21 「工業デザイン科」「商業デザイン科」の設備細目の見直し案

設備の細目 種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
			30人を 1訓練単 位として 訓練を行 う場合	50人を 1訓練単 位として 訓練を行 う場合	30人を 1訓練単 位として 訓練を行 う場合	50人を 1訓練単 位として 訓練を行 う場合	
			建物その他 の工作 物	教室		60 m	
	実習場		200 m	300 m	300 m	400 m	
	製版室		20 m	33 m	20 m	33 m	
	暗室	換気扇、暗室ランプボックス付き。	34 m	44 m	34 m	44 m	
	工具室		10 m	17 m	20 m	33 m	
	更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫		10 m	17 m	20 m	33 m	
	局所排気装置	フード、ダクト、ファン、モータ等を含	1 式	1 式	1 式	1 式	
	廃液処理装置	現像廃液処理用	1 式	1 式	1 式	1 式	
	恒温現像流し台	標準形	1 式	1 式	1 式	1 式	
機械	トレースコープ	拡大4倍、縮小1/4	3 台	5 台	3 台	5 台	技術進歩で使用頻度減
	万能形写真複写機	主レンズ18 ~ 24本	2 台	2 台	2 台	2 台	技術進歩で使用頻度減
	製版カメラ	A 3 判又はB 4 判直組色分解用を含む。	1 台	1 台	1 台	1 台	
	引伸し機	標準形	2 台	2 台	2 台	2 台	
	みらースキャナ	A 3 判フラッドスキャナ カラー	1 台	1 台	1 台	1 台	時代変化に対応するため
	フィルム乾燥機	460 × 50mm	1 台	1 台	1 台	1 台	
	印画紙乾燥機	大四つ切り	1 台	1 台	1 台	1 台	
	写真機-カメラ	各種	3 台	3 台	3 台	3 台	表現の適正化
	簡易色校正機	A 3 判又はB 4 判	1 台	1 台	1 台	1 台	
	複写機	B 4 判	1 台	1 台	1 台	1 台	
	空気圧縮機	0.4 ~ 0.75kW	3 台	3 台	3 台	3 台	
	糸のご盤	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台	
	パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む	3 台	4 台	3 台	4 台	
	大型出力機		5 台	5 台	5 台	5 台	IT化に対応
	カッティングマシン		5 台	5 台	5 台	5 台	IT化に対応
	入力機器	スキャナ	5 台	5 台	5 台	5 台	IT化に対応
	視覚覚醒機器	メディア再生機、投影機等	3 台	3 台	3 台	3 台	IT化に対応
その他	(工具及び用具類)						
	器具及び用具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(計測器類)						
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(製図用具類)						
	製図器及び製図用具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)						
	模型、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数	
	ソフトウェア		必要数	必要数	必要数	必要数	IT化に対応

4-18 「デザイン系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

基本的には技能検定につながる項目の整理を行ったことと、手作業からデジタル化に対応した作業が増えたため、特定の作業を示す言葉からより広い意味を示す表現に変えた。

また実技においては、それぞれの職種にとって必要な表現が出来ることを目的とするためデッサン、コンピュータグラフィックをデザインという言葉でまとめた。

技能照査の基準の細目について、求められる到達水準に応じた表現に改めた。

(1) 「デザイン系」の技能照査の基準の細目

学科については様々な技能について作業を細かく挙げるのではなく、技能検定にも通じ

る広告の概要・施工・仕上げ、及び関係法規をそれぞれ総合的に理解できているかを問うこととした。実技については、技術の変化に応じた内容に変えた。(表3-22「デザイン系」の技能照査の基準の細目の見直し案)参照)

具体的には、

(系基礎学科)において

- ・「デザイン構成についてよく知っていること。」の「構成」を削除した。
- ・「顔料、絵の具等の彩色材料及び紙、木材、合成樹脂等加工用材料について知っていること。」を「材料について知っていること。」に変更した。
- ・「紙、木材、合成樹脂等の加工法について知っていること。」を削除し、番号を繰り上げた。
- ・「レタリングについて知っていること。」を削除し、番号を繰り上げた。

(系基礎実技)において

- ・「コンピュータグラフィックデザインができること」を「コンピュータグラフィックデザインがよくできること。」に変更した。
- ・「関係器工具」の「関係」を削除した。

表3-22 「デザイン系」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目

訓練科	デザイン系広告美術科		
	学科		実技
系基礎	1 生産工学について知っていること。	系基礎	1 平面及び立体構成ができること。
	2 デザイン構成についてよく知っていること。		2 色彩構成ができること。
	3 デザインの展望について知っていること。		3 デッサンができること。
	4 色彩について知っていること。		4 コンピュータグラフィックデザインがよくできること。
	5 造形について知っていること。		5 関係器工具の取扱いができること。
	6 美術工芸史デザインについてよく知っていること。		6 安全衛生作業がよくできること。
	7 顔料、絵の具等の彩色材料及び紙、木材、合成樹脂等加工用材料について知っていること。 材料について知っていること。		
	8 紙、木材、合成樹脂等の加工法について知っていること。		
	9 レタリングについて知っていること。		
	10 8 安全衛生についてよく知っていること。		

(2)「広告美術科」の技能照査の基準の細目

学科については様々な技能について作業を細かく挙げるのではなく、技能検定にも通じる広告の概要・施工・仕上げ、及び関係法規をそれぞれ総合的に理解できているかを問うこととした。実技については、技術の変化に応じた内容に変えた。(表3-23「広告美術科」の技能照査の基準の細目の見直し案)参照)

具体的には、

(専攻学科) において

- ・「広告物の種類についてよく知っていること。」を「広告物の施工法についてよく知っていること。」に変更した。
- ・「広告物の素地の製作についてよく知っていること。」を「広告について知っていること。」に変更した。
- ・「広告物の取付けについて知っていること。」を「広告物の仕上げ方法について知っていること。」に変更した。

(専攻実技) において

- ・「広告デザインの拡大及び割り付けができること。」を「広告面ペイント仕上げ作業ができること。」に変更した。
- ・「レタリングがよくできること。」を「広告面プラスチック仕上げ作業ができること。」に変更した。
- ・「塗装の調合及び色合わせがよくできること。」を「広告面粘着シート仕上げ作業ができること。」に変更した。

表 3 - 2 3 「広告美術科」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目

訓練科	デザイン系広告美術科		
	学科	実技	
専攻	1	1 広告物の種類についてよく知っていること。 広告物の施工法についてよく知っていること。	専攻
	2	2 広告物の素地の製作についてよく知っていること。 広告について知っていること。	
	3	3 広告物の取付けについて知っていること。 広告物の仕上げ方法について知っていること。	
	4	4 広告面の仕上げ用器工具の種類及び使用法についてよく知っていること。	
	5	5 広告面の塗装法及び塗装用材料についてよく知っていること。	
	6	6 塗装以外の広告面の仕上げ法及びその材料について知っていること。	
	7	7 広告物の設計について知っていること。	
	8	8 屋外広告物関係法規について知っていること。	
		1 広告デザインの拡大及び割り付けができること。 広告面ペイント仕上げ作業ができること。	
		2 レタリングがよくできること。 広告面プラスチック仕上げ作業ができること。	
		3 塗装の調合及び色合わせがよくできること。 広告面粘着シート仕上げ作業ができること。	
		4 はけ塗り、ローラー塗り及び吹付け塗りがよくできること。	
		5 広告板の面張り作業ができること。	

(3) 「工業デザイン科」の技能照査の基準の細目

学科について、全体的に工業という言葉で整理した。また、材料と加工法について工業デザインに求められる内容が行えるように変更した。

実技については、細かい分野の特定をせずに、対象を幅広く行えるように変更した。(表 3 - 2 4 「工業デザイン科」の技能照査の基準の細目の見直し案」参照)

具体的には、

(専攻学科) において

- ・「産業製品」を「工業製品」に変更した。
- ・「塗装法及び塗装材料」を「工業デザインの材料及び加工法」に変更した。

(専攻実技) において

- ・「生活機器のデザインができること。」を「工業デザインができること。」に変更した。
- ・「交通機体のデザインができること。」を削除し、以下の番号を繰り上げた。

表 3-24 「工業デザイン科」の技能照査の基準の細目の見直し案

訓練科		デザイン系工業デザイン科	
	学科		実技
専攻	1 人間工学についてよく知っていること。	専攻	1 生活機器のデザインができること。 工業デザインができること。
	2 産業工業製品の種類及び取扱いについてよく知っていること。		2 産業機器のデザインができること。
	3 製品デザインについてよく知っていること。		3 交通機体のデザインができること。
	4 塗装法及び塗装材料工業デザインの材料及び加工法についてよく知っていること。		4-3 塗料の調整及び色合わせがよくできること。
	5 工作法についてよく知っていること。		5 4 試作表現ができること。
			6-5 製品計画ができること。

(4) 「商業デザイン科」の技能照査の基準の細目

学科について、印刷方法を細かく分類せずに、求められる要素を盛り込めるように広義の印刷という言葉にした。

実技については、ポスター・新聞・雑誌のデザインについて細かく分類せずに、商業印刷という表現でまとめて、多様なジャンルへの対応を可能とした。(表 3-25 「商業デザイン科」の技能照査の基準の細目の見直し案 参照)

具体的には、

(専攻学科) において

- ・「活版製版及び写真製版について知っていること。」を削除し、番号を繰り上げた。
- ・「活版印刷及びオフセット印刷について知っていること。」を「印刷方法についてよく知っていること。」に変更した。
- ・「活版印刷及びオフセット印刷について知っていること。」を「印刷方法についてよく知っていること。」に変更した。

(専攻実技) において

- ・「新聞、雑誌等の広告」を「商業印刷物」に変更した。
- ・「外装」を「パッケージ」に変更した。

表 3 - 2 5 「商業デザイン科」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目	
訓練科	デザイン系商業デザイン科
	学科
	実技
専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 活版製版及び写真製版について知っていること。 2 1 活版印刷及びオフセット印刷について知っていること。印刷方法についてよく知っていること。 3 2 宣伝及び企画について知っていること。 4 3 仕様及び積算について知っていること。
専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポスターのデザインができること。 2 新聞、雑誌等の広告商業印刷物のデザインができること。 3 写真制作ができること。 4 仕様及び積算ができること。 5 商品の外装パッケージのデザインができること。

4 - 1 9 「写真系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目及び専攻科目

「写真系」は「写真科」のみが設定されていることから、「系基礎科目」と「専攻科目」を併せて精査を行った。

写真系「写真科」に対して行った、訓練基準見直しアンケート調査結果では、教科目及び教科の細目について変更を望む意見がなかった。また、「写真科」に関する大きな技術動向としては、カメラや画像データがアナログからデジタルへ移行したことがあげられる。教科名や教科の細目がデジタル化に対応しているかを精査した結果、問題なく訓練を実施できることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。
- 3) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 4) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

4 - 2 0 「写真系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、技術変化に伴う訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「写真科」については、訓練基準見直しアンケート調査結果では見直しを望む意見はなかったが、カメラや画像データがデジタル化へ大きく移行したことから、デジタル化に対応した設備であるかを精査した。これらの結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

4-21 「写真系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「写真科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

第5節 食品分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

5-1 「食品加工系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

訓練基準見直しアンケート調査では訓練時間の変更や教科の細目に「調理」の追加を望む意見があった。訓練時間の変更については、施設独自の考えによるものと判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。「調理」の追加については、職業訓練基準以外の訓練時間で対応できることから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

また、「関係法規」の教科の細目に「JAS法」や「トレーサビリティ法」を追加した方が良いとの意見があったが、現行の教科の細目の「衛生法規」に含まれていることから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

5-2 「食品加工系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「食品加工系」各科

「製麺科」、「パン・菓子製造科」、「食肉加工科」、「水産加工科」、「発酵製品製造科」については、「パン・菓子製造科」及び「食肉加工科」を実施している職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にして精査を行った。

訓練基準見直しアンケート調査結果では、教科の細目に「原料肉の種類」、「選定及び処

理技法」を追加する意見があった。食肉加工の工程を表記することにより、訓練内容をイメージしやすくするためであるが、現行の教科の細目でもその内容をイメージできることから、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「食品加工系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

5-3 「食品加工系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「製麺科」、「パン・菓子製造科」、「食肉加工科」、「水産加工科」、「発酵製品製造科」の設備基準については、「食肉加工科」を実施している職業能力開発施設に対して行った、訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、精査を行った。訓練基準見直しアンケート調査結果では「給油ボイラー」を「ガス給湯器」に変更する意見があったが、不必要な機器では無いことから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

5-4 「食品加工系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「製麺科」、「パン・菓子製造科」、「食肉加工科」、「水産加工科」、「発酵製品製造科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

5-5 「調理系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「調理系」を実施している職業能力開発施設に対して行った、平成20年のアンケート調査及びヒアリング調査結果を参考にし精査を行った。アンケート調査結果やヒアリング調査結果の中では見直しを望む意見は無かった。また、大きな技術革新も無かったことなどから、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

5-6 「調理系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「調理系」各科

「日本料理科」、「中国料理科」、「西洋料理科」については、「日本料理科」を実施している職業能力開発施設に対して行った、平成20年度のアンケート調査及びヒアリング調査の結果を参考にして精査を行った。アンケート調査結果やヒアリング調査結果の中では見直しを望む意見は無かった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「調理系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

5-7 「調理系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。平成20年に職業能力開発施設に対して行ったアンケート調査結果及びヒアリング調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「日本料理科」「中国料理科」「西洋料理科」の設備基準については、平成20年に「日本料理科」を実施している職業能力開発施設に対して行った、アンケート調査結果及びヒアリング調査を参考にし、精査を行った。アンケート調査結果及びヒアリング調査では設備基準の見直しを求める意見はなかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

5-8 「調理系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「日本料理科」「中国料理科」「西洋料理科」について精査した結果、教科目及び教科の

細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

第6節 化学分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

6-1 「化学系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

訓練基準見直しアンケート調査結果やヒアリング調査結果の中では「機器分析概論」の細目で「IR」と「NMR」を削除し「GC-MS」や「ICP」を追加する要望があった。「IR」と「NMR」は現在でも使用されているものであることから見直しの提案は行わず現行どおりとした。追加の要望があった「GC-MS」や「ICP」については他の職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査の結果に同様の意見がなかったことや、職業訓練基準以外の訓練時間で運用できることから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

また、近年の地球環境問題に対応させるため、「作業環境測定概論」の細目に「環境関連基準」を追加した。毒劇物の取扱いに関する教科または、細目の追加を望む意見があったが、「毒劇物取扱者」等の資格取得が目的であることから、職業訓練基準以外の訓練時間で運用できると判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。(表3-26 「「化学系」の系基礎科目の見直し案」参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「作業環境測定概論」の細目に「環境関連基準」を追加し、近年の地球環境問題に対応させた。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・現行どおりとする。

表 3 - 2 6 「化学系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		化学的検査等における基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	280	
①	機器分析概論	40	ガスクロマトグラフィー、液体クロマトグラフィー、吸光度分析、原子吸光、IR、NMR等の概要
②	作業環境測定概論	20	作業環境測定のデザイン、サンプリング、分析方法、 環境関連基準
③	生産工学概論	20	作業の改善と標準化、品質の保証、職場規律
④	物理化学	20	物理化学の基礎、気体・液体・固体の性質、熱力学、反応速度
⑤	無機化学	20	周期律、典型元素、遷移元素
⑥	分析化学	50	分析化学の基礎、化学平衡、重量分析、容量分析
⑦	有機化学	30	有機化学の基礎、鎖状化合物、環状化合物、天然物有機化学
⑧	化学実験法	30	化学実験に使用する器具、試薬、調整法
⑨	安全衛生	20	産業安全及び労働衛生、安全衛生管理の実際、安全衛生関係法規の概要、具体的災害防止対策
⑩	関係法規	30	公害対策基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法
2	系基礎実技	200	
①	化学基礎実習	60	化学実験法、実験器具の取扱い方、基礎的的化学実験
②	試料採取実習	40	分析用試料の採取方法、試料採取用機器の取扱い方、分析用試料の採取
③	分析基礎実習	80	物質の重量分析及び容量分析
④	安全衛生作業法	20	安全衛生作業法
系基礎 小計		480	

6 - 2 「化学系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「化学系」各科

「化学分析科」及び「公害検査科」については、「公害検査科」を実施している職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査の結果を参考にして精査を行った。

訓練基準見直しアンケート調査結果では、振動測定に関する求人は皆無であることから、振動に関するものをすべて削除するとの意見があった。しかし、他の施設から同様の意見は見受けられなかったことから地域性によるものであることから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

また、「処理」を「対策」に変更し細目の表現の適正化を望む意見もあったが、現行の職業訓練基準でも十分読み取れることから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

さらに、「公害検査科」では「化学」や「物理」の知識が必要であるため教科に追加した方が良いとの意見や大気、水質、土壌などを総合的に扱う「環境分析総合実習」、土壌を

扱う「土壌測定実習」の追加を望む意見があった。これらは職業訓練基準以外の訓練時間で対応可能であることから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

(2) 「化学系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

6-3 「化学系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1) 「化学分析科」の設備の細目

「公害検査科」に対して行った、訓練基準見直しアンケート調査結果では各種試験機の削除を望む意見があったが、不必要な機器では無いことから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

(2) 「公害検査科」の設備の細目

「公害検査科」に対して行った、訓練基準見直しアンケート調査結果では各種試験機の削除を望む意見があった。各種試験機については精査の結果、不必要な機器ではないことから、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

また、「電気燃焼炉」、「電気マッフル炉」、「電气管状炉」、「電気るつぼ炉」の4つは同様の機能を持つ機器であり、他のもので十分代用可能であることや使用頻度などを考慮し、「電气管状炉」については削除することとした。(表3-27 「「公害検査科」の設備細目の見直し案」参照)

表3-27 「公害検査科」の設備細目の見直し案

設備の細目			高等学校卒業業者等	中学校卒業業者等	変更理由または提案理由	
種別	名称	摘要	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室		60 m ²	100 m ²	60 m ²	100 m ²
	実験室	換気装置付き。	350 m ²	450 m ²	450 m ²	500 m ²
	準備室	換気装置付き。	30 m ²	40 m ²	40 m ²	50 m ²
	天びん室		15 m ²	20 m ²	20 m ²	25 m ²
	測定室	ブラインド、フード及び換気装置付き。	50 m ²	90 m ²	60 m ²	100 m ²
	器材室		20 m ²	30 m ²	25 m ²	33 m ²
	更衣室		15 m ²	22 m ²	25 m ²	38 m ²
	危険物貯蔵倉庫	消防法の条件を備えること。	7 m ²	7 m ²	7 m ²	7 m ²
	化学実験台	給・排水及びガス設備付き。	15 式	25 式	21 式	35 式
	天びん台	大理石製又はコンクリート製	1 式	1 式	1 式	1 式
	排ガス処理装置					
	実験室用廃液処理装置	シアン、重金属等、脱水ろ過装置を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式
局所排気装置	化学実験用(フード又はフース、ダクト、ファン、モータ等を含む。)	2 式	3 式	2 式	3 式	
機械	精製水製造機	標準形	2 台	2 台	3 台	3 台
	高純度精製水製造機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台
	電気燃焼炉	2.5kW	1 台	1 台	1 台	1 台
	電気マッフル炉	2.0kW	1 台	1 台	1 台	1 台
	電気管状炉	1.0kW	1 台	1 台	1 台	1 台
	電気るつぼ炉	4.0kW	1 台	1 台	1 台	1 台
	電気化学分析装置	4連式	1 台	1 台	1 台	1 台
	電位差滴定装置	pH0~14	1 台	1 台	2 台	2 台
	導電率滴定装置	標準形	1 台	1 台	2 台	2 台
	高周波滴定装置	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台
	光化学反応装置	紫外線	1 台	1 台	1 台	1 台
	BOD測定装置	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台
	COD測定装置	過マンガン酸カリウム法	1 台	1 台	1 台	1 台
	シアン測定装置	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台
	オキシダント測定装置	0~0.5ppm	1 台	1 台	1 台	1 台
	COガス分析装置	赤外線式	1 台	1 台	1 台	1 台
	オルザットガス分析装置	2重式、単管形、吸収びん付き。	1 台	1 台	1 台	1 台
	クテルナダニッシュ濃縮	ヒータ付き。	1 台	1 台	1 台	1 台
	生物化学的処理装置	活性汚泥法	1 台	1 台	2 台	2 台
	ガスクロマトグラフ	TCD、FID及びECD付き。	2 台	3 台	2 台	3 台
	高速液体クロマトグラフ	標準形	2 台	2 台	2 台	2 台
	薄層クロマトグラフ	標準形	2 台	3 台	2 台	3 台
	可視・紫外分光光度計	波長範囲220~900nm	2 台	2 台	2 台	2 台
	赤外分光光度計	波長範囲4,000~650cm ⁻¹ 、フーリエ変換式を含む。	2 台	2 台	2 台	2 台
	原子吸光フレイム分光光度計	波長範囲190~900nm、誘導結合プラズマ発光式を含む。	3 台	3 台	4 台	4 台
	亜硫酸ガス濃度計	0~1ppm	1 台	1 台	1 台	1 台
	分光けい光光度計	波長範囲220~650nm	1 台	1 台	1 台	1 台
	デジタル粉じん計	携帯形	1 台	1 台	1 台	1 台
	ガス流量計	2~600 l/h	2 台	3 台	2 台	3 台
	流量計	1ml~5 l/min	1 台	1 台	1 台	1 台
	濁度計	積分球式	1 台	1 台	1 台	1 台
	オクターブ分析計	1.8Hz~14kHz	1 台	1 台	1 台	1 台
	振動計	50~220 dB	1 台	1 台	1 台	1 台
	自記分光光度計	波長範囲220~900nm	1 台	1 台	1 台	1 台
	騒音計	35~130 dB	1 台	1 台	1 台	1 台
	窒素酸化物濃度計	測定範囲0~0.5ppm	1 台	1 台	1 台	1 台
	炭化水素計	0.01ppm~1%	1 台	1 台	1 台	1 台
	ローボリュームエアサン	流量計、圧力計等を含む。	1 台	1 台	1 台	1 台
	ハイボリュームエアサン	自動定流量装置及び粉粒装置付き。	1 台	1 台	1 台	1 台
	電気定温乾燥器	温度範囲 室温~200℃	2 台	2 台	2 台	2 台
	赤外線乾燥器	平均放射照度0.377W/cm ²	1 台	1 台	1 台	1 台
	真空定温乾燥器	温度範囲400~200℃	1 台	1 台	1 台	1 台
	高周波加熱器	600W	1 台	1 台	1 台	1 台
	超音波洗浄器	1.2kW	1 台	1 台	1 台	1 台
	温水給湯器	50℃20l/min	1 台	1 台	1 台	1 台
C・H・Nアナライザ	試料量0.5~2.0mg	1 台	1 台	1 台	1 台	
ふるい振とう機	振動数200~800rpm、48~200メッシュ	1 台	1 台	1 台	1 台	
恒温水そう	温度範囲 室温~90℃	5 台	8 台	5 台	8 台	
マントルヒータ	300~1,000ml	5 台	8 台	5 台	8 台	
マグネットスタラ	かくはん容量50~200ml	6 台	10 台	6 台	10 台	
真空ポンプ	排気量35l/min	2 台	3 台	2 台	3 台	
ガスポンプ	10~18l/min	2 台	3 台	2 台	3 台	
液体ポンプ	耐蝕性10~18l/min	2 台	3 台	2 台	3 台	
変圧器	各種	3 台	5 台	3 台	5 台	
整流器	10~30A	1 台	1 台	1 台	1 台	
高圧滅菌器	最高温度121℃	2 台	2 台	2 台	2 台	
万能攪拌器	35~75W	1 台	1 台	1 台	1 台	
イオンメータ	精度フルスケールの±0.5%	1 台	1 台	1 台	1 台	
標準気体発生機	SO ₂ 、CO、NO ₂ 用	1 台	1 台	1 台	1 台	
遠心分離機	3,000rpm	1 台	2 台	1 台	2 台	
顕微鏡	~1,000倍(テレビ装置付き1台を含む。)	2 台	2 台	2 台	2 台	

電気泳動装置	標準形	1台	1台	1台	1台
冷凍冷蔵庫	200～400ℓ	1台	1台	1台	1台
pHメータ		3台	4台	3台	4台
レベルレコーダー		1台	1台	1台	1台
データレコーダ		1台	1台	1台	1台
ウォータ・バス		1台	1台	1台	1台
電気ディスクサンダ	径100mm	1台	1台	1台	1台
電気ドリル	10mm	1台	1台	1台	1台
可変抵抗器		2台	3台	2台	3台
パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	1台	1台	1台	1台
その他	(工具及び用具類)				
	定性分析用工具類	必要数	必要数	必要数	必要数
	定量分析用工具類	必要数	必要数	必要数	必要数
	機器分析用工具類	必要数	必要数	必要数	必要数
	(計測器類)				
	計測器類	必要数	必要数	必要数	必要数
	(教材類)				
	模型、掛図、化学標本等	必要数	必要数	必要数	必要数

6-4 「化学系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「化学分析科」、「公害検査科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

第7節 サービス分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

7-1 サービス分野の職業訓練基準の見直し方針

サービス分野には6系13科の職業訓練基準が設定されている。平成20年に「経理事務科」、「OA事務科」、「ショップマネジメント科」、「介護サービス科」、「理容科」、「美容科」、「ホテル・旅館・レストラン科」、「観光ビジネス科」、「フラワー装飾科」の9科に対して行ったアンケート調査及びヒアリング調査を行っている。これらの調査結果からパソコンなどのOA機器の性能が大幅に上がった等の技術変化があった、「オフィスビジネス系」については、専門的な知識を持つ委員を委嘱し職業訓練基準の見直しを行った。

また、介護人材の育成も急がれていることから「社会福祉系」についても専門的な知識を持つ委員を委嘱し職業訓練基準の見直しを行った。

「理容・美容系」も設置校が多いことや平成20年の調査で職業訓練基準の見直しを望む意見があったことなどから、専門的な知識を持つ委員を委嘱し職業訓練基準の見直しを行った。

「介護サービス科」については現行の普通職業訓練・普通課程の2年訓練を実施している職業能力開発施設はない。しかし、平成20年度の「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究」を受けて、現行の普通職業訓練・普通課程の2年訓練が、平成21年度より民間の養成機関等で委託訓練コースとして実施されていることや1年訓練設置の意見が出たことから、本年も継続して検討した。介護従事者の労働力不足が指摘される中、職業訓練における介護従事者育成の期待が高まっていることなどから、専門的な知識を持つ委員を

委嘱し職業訓練基準の見直しを行った。現行の普通職業訓練・普通課程の2年訓練の問題点を把握し、改善していく中で、新科の提案も視野に入れて精査を行うこととした。

委員は、職業能力開発施設へのヒアリング調査を行い、その結果を参考に技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査を行った。

委員を委嘱しなかった「流通ビジネス系」、「接客サービス系」については、アンケート調査の結果、教科の変更を望む意見は見あたらなかったが、設備の変更を望む意見があった。このため、教科目及び教科の細目については大きな変更を行わずに、設備基準の変更を主に行うこととし、設備基準がほぼ同じ内容の「オフィスビジネス系」の委員が兼任して精査を行った。

「装飾系」は「フラワー装飾科」が1校だけ設置されており、平成20年に実施したアンケートの結果を参考にし、技術動向や人材ニーズを考慮し精査を行った。

7-2 「オフィスビジネス系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「オフィスビジネス系」の系基礎科目については、ヒアリング調査などから、現行の職業訓練基準で概ね対応可能と判断したが、ワープロ・表計算など、ビジネス系アプリケーションソフトの高機能化に対応させるため、訓練時間および教科の細目の調整をおこなった。また、企業での使用頻度が低下している機器の名称を削除するなど、教科の細目について用語の整理をおこなった。(表3-28「「オフィスビジネス系」の系基礎科目の見直し案」参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「事務一般」の教科の細目について、「売買契約関連文書作成」、「売買業の種類及び売買条件」及び「代金決済」を削除し、「売買取引における関連文書及び関連法等」を追加して表現の適正化を行った。

また、通信業、運送業、金融業などの業種を限定した表現となっている、「通信業・運送業等の業務」、「金融機関の業務」を削除し、「各産業の種類及び業種別の業務」を追加してより広い業種に対応する内容とした。

- ・「OA機器」の教科の細目について、パーソナルコンピュータの広範囲な活用に対応できるように「ビジネスソフトの種類と特徴」を追加し、訓練時間を10時間増加した。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・「事務処理基本実習」の教科の細目について、「売買契約関連文書作成」を削除し、「売買取引における関連文書作成」を追加して、系基礎学科の「事務一般」の教科

の細目の変更に対応させた。

- ・「OA機器操作基本実習」の教科の細目について、近年の技術革新に伴い、製品として市販されていない、「オフコン」及び「ワープロの取り扱い」を削除した。

また、ビジネスソフトの高機能化を踏まえ、「ビジネスソフト基本操作」を追加し、訓練時間を10時間増加した。

表3-28 「オフィスビジネス系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		一般的な事務及びOA機器の操作における基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 系基礎学科		180 <i>190</i>	
①	事務一般	80	売買関連契約文書作成、売買業の種類及び売買条件、代金決済、通信業・運送業等の業務、金融機関の業務、 売買取引における関連文書及び関連法等、各産業の種類及び業種別の業務 、企業形態、社会保険、事務機械、組織内の人間関係、租税の概要、商法
②	OA機器	50 <i>60</i>	OA機器の種類、OA機器の使用法、 ビジネスソフトの種類と特徴
③	応接法	30	接遇一般、電話の応対法
④	安全衛生	20	産業安全、労働衛生、災害防止、職場適応、VDT作業
2 系基礎実技		200 <i>210</i>	
①	事務処理基本実習	80	売買契約関連文書作成、 売買取引における関連文書作成 、代金決済、社会保険事務の計算
②	OA機器操作基本実習	70 <i>80</i>	パソコン・オフコン等の取扱い、ワープロの取扱い ビジネスソフト基本操作 、その他OA機器の取扱い
③	応接実習	40	接遇
④	安全衛生作業法	10	安全衛生作業法
系基礎 小計		380 <i>400</i>	

7-3 オフィスビジネス系「電話交換科」の教科目及び教科の細目

(1) 「電話交換科」

「電話交換科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の職業訓練基準で対応可能と判断し、教科名、教科の細目及び訓練時間数について現行どおりとした。

(2) 「電話交換科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

(3) 「電話交換科」の育成目標の例

- ・ O A 機器に関する基礎的な知識を有し、パソコンを使用したビジネスソフト（主に文書作成・表計算）の基本的な操作ができる
- ・ 構内交換電話の交換業務ができる

7-4 オフィスビジネス系「経理事務科」の教科目及び教科の細目

(1) 「経理事務科」

「経理事務科」の見直しについては、ヒアリング調査を参考に、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した。税法については、実務的な側面から内容の変更をおこなった。

事務現場でのパーソナルコンピュータ利用が必須となっている現状を踏まえ、専攻科目への「O A 機器操作」の教科追加を検討したが、「経理事務科」に求められるニーズや専門性を考慮し、系基礎科目での調整にとどめた。(表 3-29 「経理事務科」の専攻科目の見直し案」参照)

(2) 「経理事務科」の見直しポイント

1) 専攻科目（学科）

- ・ 「簿記及び会計」の教科の細目について、「簿記記帳法」「決算実務」は「商業簿記」「工業簿記」に包括されるものと判断し削除した。
- ・ 「税法及び商法」の教科の細目について、実務的な側面から「相続税・贈与税・地方税」を削除し、実務上重要と思われる「消費税」を追加した。また、「租税の概要」については、系基礎学科の「事務一般」の教科の細目にも掲載されており、内容的にも重複したものと判断し、専攻学科から削除した。

2) 専攻科目（実技）

- ・ 「簿記及び会計実習」の教科の細目について、専攻科目（学科）に対応させるため「簿記記帳」を削除した。
- ・ 「税法実務実習」の教科の細目について、専攻科目（学科）に対応させるため「消費税」を追加した。これに伴い訓練時間を 10 時間増加した。

(3) 「経理事務科」の育成目標の例

- ・ 簿記及び会計に関する知識を有し、経理事務員として経理全般の処理ができる
- ・ O A 機器に関する基礎的な知識を有し、パソコンを使用したビジネスソフト（主に文書作成・表計算）の基本的な操作ができる

表 3 - 2 9 「経理事務科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		会計処理並びに税務関係及び商業関係の事務における技能並びにこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	専攻学科	250	
①	簿記及び会計	150	商業簿記、工業簿記、会計学、原価計算、簿記記帳法、決算実務、出納業務
②	税法及び商法	100	租税の概要、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、地方税、商法
2	専攻実技	300 310	
①	簿記及び会計実習	150	商業簿記、工業簿記、簿記記帳、決算書及び財務諸表の作成、財務諸表の分析
②	計算実務実習	50	集計・計算及び表の作成
③	税法実務実習	100 110	所得税、法人税、消費税、計算実務
	専攻 小計	550 560	
	科 合計	930 960	
	教科設定時間の割合	66.4% 68.6%	

7-5 オフィスビジネス系「一般事務科」の教科目及び教科の細目

(1) 「一般事務科」

「一般事務科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「一般事務科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

(3) 「一般事務科」の育成目標の例

- ・OA機器に関する基礎的な知識を有し、パソコンを使用したビジネスソフト（主に文書作成・表計算）の基本的な操作ができる
- ・一般事務及び国内取引事務ができる

7-6 オフィスビジネス系「OA事務科」の教科目及び教科の細目

(1) 「OA事務科」

「OA事務科」の見直しについては、ヒアリング調査を参考に、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した。企業内外のさまざまな場面で報告・提案・発表などのプレゼンテーシ

オン技能が求められるようになっている現状を踏まえ、それに対応する教科を追加した。また、企業での使用頻度が低下している機器の名称を削除した。さらに、プログラミング関係の内容については、現行の訓練時間での訓練効果や、企業での事務職の役割を考慮し、削除した。(表3-30「OA事務科」の専攻科目の見直し案 参照)

(2)「OA事務科」の見直しポイント

1) 専攻科目 (学科)

- ・「OA機器操作法」の教科の細目について、「プログラム言語」を削除した。また、「アプリケーションソフト」を削除し、「ビジネスソフトの使用法」を追加して具体的な訓練内容を表現した。「プログラム言語」を削除したが、高機能化しているビジネス系アプリケーションソフトを学習する必要性から訓練時間の変更は行わない。
- ・プレゼンテーション技術全般に亘る訓練として、教科に「プレゼンテーション」を追加し、訓練時間を10時間に設定した。

2) 専攻科目 (実技)

- ・「簿記及び会計実習」の教科の細目について、「簿記記帳」は「商業簿記」に包括されるものと判断し削除した。
- ・「OA機器操作実習」の教科の細目について、近年の技術革新に伴い、企業での使用頻度が低下している、「ワープロによる文書作成」を削除した。同時に「パーソナルコンピュータによるデータ処理」を削除し、「パーソナルコンピュータによる文書作成及びデータ処理」として内容の整理を行った。「アプリケーションソフト処理」を削除し、「その他アプリケーションソフト操作」を追加して具体的な訓練内容を表現した。「プログラミングの基礎」を削除したが、広範囲なアプリケーションソフトを学習する必要性から訓練時間については変更しないこととした。
- ・ビジネスソフトを利用した資料の作成にとどまらず、提示・発表を含めた訓練を実施するため、教科に「プレゼンテーション実習」を追加し、訓練時間を20時間に設定した。

(3)「OA事務科」の育成目標の例

- ・簿記及び会計に関する基礎的な知識を有し、取引の記録を中心とした処理ができる
- ・OA機器に関する知識を有し、パソコンを使用したビジネスソフトの応用的な操作ができる
- ・プレゼンテーションソフトを利用した資料の作成及び、報告・提案・発表などのプレゼンテーションを主体的におこなうことができる。

表 3 - 3 0 「OA事務科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		OA機器の操作及びOA事務における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 専攻学科		200 210	
①	文書実務	40	文書の作成、文書整理、記録及び計算の日常事務
②	簿記及び会計	100	簿記の原理、現金・預金等の取引、商品売買取引、手形取引等
③	OA機器操作法	60	プログラム言語、アプリケーションソフト ビジネスソフトの使用法 、パーソナルコンピュータの使用法
④	プレゼンテーション概論	10	目的、内容の構成、プレゼンテーションの種類、用具等
2 専攻実技		300 320	
①	簿記及び会計実習	100	商業簿記、簿記記帳、決算書及び財務諸表の作成、財務諸表の分析
②	OA機器操作実習	200	ワープロによる文書作成、パーソナルコンピュータによるデータ処理、 パーソナルコンピュータによる文書作成及びデータ処理 、プログラミングの基礎、アプリケーションソフト処理 その他アプリケーションソフト操作
③	プレゼンテーション実習	20	ビジネスソフトによる資料作成及び提示実習
専攻 小計		500 530	
科 合計		880 930	
教科設定時間の割合		62.9% 66.4%	

7-7 オフィスビジネス系「貿易事務科」の教科目及び教科の細目

(1) 「貿易事務科」

「貿易事務科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「貿易事務科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

(3) 「貿易事務科」の育成目標の例

- ・OA機器に関する知識を有し、パソコンを使用したビジネスソフトの応用的な操作ができる
- ・貿易事務の概要を理解し、輸出入関連書類の作成ができる

7-8 「オフィスビジネス系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1) 「電話交換科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

現在、ほとんど使用されていない、「テープレコーダー」や「電源」の摘要などを変更した。(表3-31「電話交換科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 建物その他の工作物において、

- ・「電源」において、技術革新に伴い「鉛蓄電池」以外の選択も可能なことから摘要を削除した。

(種別) 機械において、

- ・「指導用電話機」において、機能が陳腐化している「テープレコーダー」を摘要から削除した。

表3-31 「電話交換科」の設備細目の見直し案

設備の細目	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60 m ²	100 m ²	60 m ²	100 m ²	
	実習場		100 m ²	165 m ²	100 m ²	165 m ²	
	更衣室		15 m ²	22 m ²	25 m ²	38 m ²	
	電源	鉛蓄電池	1 式	1 式	1 式	1 式	技術革新に伴い「鉛蓄電池」以外も選択可能である。
	自動式構内交換電話装置	内線100回線、デジタル式	1 式	1 式	1 式	1 式	
機械	指導用電話機	テープレコーダ、電話機を含む。	2 台	2 台	2 台	2 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため
	無ひも中継台	デジタル式用	3 台	4 台	3 台	4 台	
	一般電話機	標準形	10 台	15 台	10 台	15 台	
	多機能電話機	標準形	5 台	10 台	5 台	10 台	
その他	(工具及び用具類)						
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	保管庫類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(計測器類)						
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)						
模型、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数		

(2) 「経理事務科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「ワードプロセッサ」はその機能は「パーソナルコンピュータ」に含まれており、専用機は市販されていないことから削除した。

「卓上計算機」は低価格化が進み、「(種別) 機械」として整備すべき機器ではなくなった。ビジネスオフィスの設備として一般化している、「クライアントサーバシステム」について検討したが、経理事務職として働く場合においてネットワーク技術が最低限必要な技術として求められていないことや、経理の知識・技能の習得に力点を置いた経理事務科の訓練ニーズに応えるため、「クライアントサーバシステム関連装置」の基準への設置提案を見送った。(表3-32「経理事務科」の設備細目の見直し案) 参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「ワードプロセッサ」は技術革新に伴い、パーソナルコンピュータを活用して作業することが一般的となったため削除した。
- ・「卓上計算機」は価格が安くなったため、「(種別) 機械」から「(種別) その他」の「事務用品類」に変更した。
- ・「複写機」において、摘要の複写幅450mmを削除し、一般的なA3判に変更した。
- ・「謄写輪転機」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、4号電動式とした摘要を削除した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表3-32 「経理事務科」の設備細目の見直し案

設備の細目	名称	摘要	高等学校卒業者等		中学校卒業者等		変更理由または提案理由
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他 他の工作物	教室		60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習室	しゃ熱、防じん構造とする。照度(床上85cm) 400LX フリーアクセスフロア式	105 m	156 m	165 m	256 m	
	更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m	
機械	パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	15 台	25 台	15 台	25 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため 低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため
	ワードプロセッサ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	40 台	47 台	40 台	47 台	
	卓上計算機	電子式	30 台	50 台	60 台	100 台	
	複写機	複写幅450mm A3版	1 台	2 台	2 台	2 台	
	謄写輪転機	4号電動式	1 台	1 台	1 台	1 台	
	電子黒板		1 台	1 台	1 台	1 台	
	掃除機		1 台	1 台	1 台	1 台	
その他	(工具及び用具類)						
	事務用品類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	応接用具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	各種保管庫 (計測器類)		必要数	必要数	必要数	必要数	
	計測器類 (教材類)		必要数	必要数	必要数	必要数	
	ソフトウェア等	パソコン用	必要数	必要数	必要数	必要数	

(3) 「一般事務科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「ワードプロセッサ」、「卓上計算機」は「経理事務科」と同様の理由により、削除・変更した。クライアントサーバシステム関連装置については、「経理事務科」と同様の理由から基準への設置提案を見送った。(表3-33 「一般事務科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「ワードプロセッサ」は削除した。
- ・「卓上計算機」は(種別)を変更した。
- ・「複写機」の摘要をA3判に変更した。
- ・「謄写輪転機」の摘要を削除した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表3-33 「一般事務科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業生等		中学校卒業生等		変更理由または提案理由
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室			60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習室		しゃ熱、防じん構造とする。照度(床上85cm) 400LX フリーアクセスフロア式	150 m	231 m	210 m	331 m	
	更衣室			15 m	22 m	25 m	38 m	
機械	パーソナルコンピュータ		本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	10 台	17 台	10 台	17 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため 低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため
	ワードプロセッサ		本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	10 台	17 台	10 台	17 台	
	卓上計算機		電子式	30 台	50 台	60 台	100 台	
	複写機		複写幅450mm A3版	1 台	2 台	2 台	2 台	
	謄写輪転機		4号電動式	1 台	1 台	1 台	1 台	
	電子黒板			1 台	1 台	1 台	1 台	
	掃除機			1 台	1 台	1 台	1 台	
その他	(工具及び用具類)							
	事務用品類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	応接用具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	各種保管庫			必要数	必要数	必要数	必要数	
	(計測器類)							
	計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)							
ソフトウェア等		パソコン用		必要数	必要数	必要数	必要数	

(4) 「OA事務科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

ビジネスオフィスの設備として陳腐化した各種装置を削除し、一般的となった「クライアントサーバシステム」に対応するように各種装置を整備した。OA機器操作を伴う事務職として働く場合において、企業内外のさまざまな場面で報告・提案・発表などのプレゼンテーション技能が求められるようになっている現状を踏まえ、単にプレゼンテーションソフトを利用した資料の作成にとどまらず、内容の構成、資料の提示方法などプレゼンテーション技法全般に亘るまでを想定し「プレゼンテーション装置」を整備した。また、ビジネスオフィスであまり使用されなくなった各種装置と、特別な訓練が必要でなくなった各種装置を削除した。その他、分かりやすいようにスキャナやプリンタ等の整理を行った。(表3-34「OA事務科」の設備細目の見直し案)参照)

具体的には、

(種別) 建物その他の工作物において、

- ・(種別) 機械において、クライアントサーバシステムに対応するように各種装置を追加したことに伴い「データ系LANシステム」を削除した。

(種別) 機械において、

- ・クライアントサーバシステムに対応するように「サーバ装置」、「無停電電源装置」、「ネットワーク装置」、「表示装置」「入力装置」「出力装置」を追加した。これに伴い(種別)建物その他の工作物において、「データ系LANシステム」を削除したことと合わせ「ファイルサーバ用ミニコン」を削除した。
- ・「電子ファイリング装置」、「電子パブリッシング装置」はパーソナルコンピュータの高機能化によって、ソフトウェアで対応可能となったため削除した。
- ・「ワードプロセッサ」は「経理事務科」と同様の理由により、削除した。
- ・「ファクシミリ」は、機器の低価格化、および訓練での使用頻度が低くなったため削除した。
- ・「カセットテープレコーダ」は技術革新に伴い機能が陳腐化したため削除した。
- ・企業内外のさまざまな場面で報告・提案・発表などのプレゼンテーション技能が求められるようになっている現状を踏まえ「プレゼンテーション装置」を追加した。
- ・「電子黒板」は「表示装置」、「プレゼンテーション装置」等で代替可能なため削除した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用、CAI用、VTR用等とした摘要を削除した。

表 3 - 3 4 「O A 事務科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室			60 m	100 m	60 m	100 m	
	プログラム実習室		しゃ熱、防じん構造とする。照度（床上85cm）400LX フリーアクセスフロア式	120 m	180 m	200 m	300 m	
	オフィス機器実習場		しゃ熱、防じん構造とする。照度（床上85cm）400LX フリーアクセスフロア式	120 m	180 m	200 m	300 m	
	接遇実習場			50 m	50 m	50 m	50 m	
	更衣室			15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫			20 m	25 m	25 m	30 m	
	データ系LANシステム			1 式	1 式	1 式	1 式	新規に「サーバ装置」、「無停電電源装置」、「ネットワーク装置」として提案
機械	ファイルサーバ用ミニコン			1 台	1 台	1 台	1 台	新規に「サーバ装置」、「無停電電源装置」、「ネットワーク装置」として提案
	電子ファイリング装置	光ディスク方式		1 式	1 式	1 式	1 式	PCの高機能化によって、ソフトウェアで対応可能
	電子バブリッキング装置	イメージスキャナ、プリンタを含む。		1 式	1 式	1 式	1 式	PCの高機能化によって、ソフトウェアで対応可能。スキャナおよびプリンタは、それぞれ「入力装置」、「出力装置」として提案。
	パーソナルコンピュータ	プリンタ等を含む。		30 台	50 台	30 台	50 台	摘要内容は、新規に「入力装置」、「出力装置」として提案。
	ワードプロセッサ	プリンタ等を含む。		15 台	25 台	15 台	25 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため
	ファクシミリ			2 台	3 台	2 台	3 台	訓練での利用頻度が低下したため
	デジタル電子交換機			1 台	1 台	1 台	1 台	
	実習用電話装置	多機能型		3 式	5 式	3 式	5 式	
	ビデオ装置	カメラ、ダビング装置、モニタを含む。		1 式	1 式	1 式	1 式	
	謄写輪転機			1 台	1 台	1 台	1 台	
	複写機	A 3 判		1 台	1 台	1 台	1 台	
	カセットテープレコーダ			1 台	1 台	1 台	1 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため
	電子黒板			1 台	1 台	1 台	1 台	「プレゼンテーション装置」、表示装置等で代替可能
	掃除機			1 台	1 台	1 台	1 台	
	サーバ装置	ファイルサーバ等の機能を有する		1 式	1 式	1 式	1 式	現行設備標準の「データ系LANシステム」「ファイルサーバ用ミニコン」に対応
	無停電電源装置			1 式	1 式	1 式	1 式	現行設備標準の「データ系LANシステム」「ファイルサーバ用ミニコン」に対応
	ネットワーク装置	ルータ、ハブ、ケーブル等		1 式	1 式	1 式	1 式	現行設備標準の「データ系LANシステム」「ファイルサーバ用ミニコン」に対応
表示装置	配信モニタ（2名に1台）、分配器等		1 式	1 式	1 式	1 式	指導員の操作や、講義資料を表示するために必要	
入力装置	スキャナ等		1 式	1 式	1 式	1 式		
出力装置	プリンタ等		3 台	5 台	3 台	5 台	ネットワーク環境での利用	
プレゼンテーション装置	プロジェクタ、スクリーン等		1 式	1 式	1 式	1 式		
その他	(工具及び用具類)							
	事務用品類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	応接用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	各種保管庫		必要数	必要数	必要数	必要数		
	(計測器類)							
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	(教材類)							
ソフトウェア等	パソコン用、CAI用、VTR用等		必要数	必要数	必要数	必要数		

(5) 「貿易事務科」の設備の細目

O A 機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「英文タイプライタ」はその機能が「パーソナルコンピュータ」に含まれており、専用機は市販されていないことから削除した。

「卓上計算機」は「経理事務科」と同様の理由により、削除・変更した。クライアントサーバシステム関連装置については、「経理事務科」と同様の理由から基準への設置提案を見送った。(表 3 - 3 5 「貿易事務科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「英文タイプライタ」は技術革新に伴い、パーソナルコンピュータを活用して作業することが一般的となったため削除した。
- ・「卓上計算機」は(種別)を変更した。
- ・「複写機」の摘要をA3判に変更した。
- ・「謄写輪転機」の摘要を削除した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表3-35 「貿易事務科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室			60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習室		しゃ熱、防じん構造とする。照度(床上85cm)400LX フリーアクセスフロア式	120 m	180 m	200 m	300 m	
	更衣室			15 m	22 m	25 m	38 m	
機械	パーソナルコンピュータ		本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	10 台	17 台	10 台	17 台	
	英文タイプライタ		電光板付電子タイプライタ、専用机、椅子を含む。	30 台	50 台	30 台	50 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため
	卓上計算機		電子式	15 台	25 台	30 台	50 台	低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため
	複写機		複写幅450mm A3版	1 台	2 台	2 台	2 台	
	謄写輪転機		4号電動式	1 台	1 台	1 台	1 台	
	電子黒板			1 台	1 台	1 台	1 台	
	掃除機			1 台	1 台	1 台	1 台	
その他	(工具及び用具類)							
	事務用品類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	応接用具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	各種保管庫			必要数	必要数	必要数	必要数	
	(計測器類)							
	計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)							
	ソフトウェア等		パソコン用	必要数	必要数	必要数	必要数	

7-9 「オフィスビジネス系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

(1) 「オフィスビジネス系」の技能照査の基準の細目

「電話交換科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性を取るために、「ビジネスソフト」の追加や「ワードプロセッサ」の削除などを行った。(表3-36 「「オフィスビジネス系」の技能照査の基準の細目の見直し案」参照)

具体的には、

(系基礎学科) において

- ・「オフィス機器の種類」に「並びにビジネスソフトの機能」を追加した。

(系基礎実技) において

- ・「ワードプロセッサによる文書の作成がよくできること。」を「パーソナルコンピュータによる各種事務文書の作成がよくできること。」に変更した。
- ・「パーソナルコンピュータによる」を「ビジネスソフトを活用した」に変更した。

表 3-36 「オフィスビジネス系」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目

訓練科		オフィスビジネス系電話交換科		
		学科	実技	
系基礎	1	事務一般について知っていること。	1	訪問者及び電話等による応接会話がよくできること。
	2	応接及び会話の方法並びに電話の対応法についてよく知っていること。	2	ワードプロセッサによる文書の作成がよくできること。 <i>パーソナルコンピュータによる各種事務文書の作成がよくできること。</i>
	3	各種事務文書の様式について知っていること。	3	パーソナルコンピュータによる <i>ビジネスソフトを活用した</i> データ処理がよくできること。
	4	オフィス機器の種類、機能及び使用法 <i>並びにビジネスソフトの機能</i> について知っていること。		
	5	安全衛生について知っていること。		

(2)「経理事務科」の技能照査の基準の細目

「経理事務科」について、専攻科目一部見直しに伴い、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性を取るために、表現の適正化や「消費税」の追加を行った。(表 3-37 「「経理事務科」の技能照査の基準の細目の見直し案」参照)

具体的には、

(専攻実技) において

- ・「または」を「及び」に変更した。
- ・教科の細目の変更に伴い、「消費税」を追加した。

表 3-37 「経理事務科」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目			
訓練科	オフィスビジネス系経理事務科		
	学科		実技
専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融事務及び社会保険事務等の事務一般についてよく知っていること。 2 商業簿記、工業簿記及び会計学についてよく知っていること。 3 税務関係及び商業関係法規についてよく知っていること。 4 簿記の記帳方法についてよく知っていること。 5 文書及び資料の整理並びにファイリングの手法について知っていること。 6 決算実務について知っていること。 7 出納業務について知っていること。 	専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品の売買契約、代金の決済、金融と金利及び税務の事務の取扱いができること。 2 商業簿記又は及び工業簿記の記帳処理ができること。 3 決算書及び財務諸表の作成ができること。 4 財務諸表の分析ができること。 5 集計・計算及び作表ができること。 6 文書の作成、文書整理、記録及び計算の日常事務処理ができること。 7 所得税、法人税、消費税の計算ができること。

(3) 「OA事務科」の技能照査の基準の細目

「OA事務科」について、専攻科目一部見直しに伴い、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性を取るために、「プログラム言語」に関する記述の削除や表現の適正化を行った。(表 3-38 「OA事務科」の技能照査の基準の細目の見直し案 参照)

(専攻学科) において

- ・「プログラム言語について知っていること。」を削除し、以下の番号を繰り上げた。
- ・「ワードプロセッサ」を「文書実務」に変更した。
- ・「工業簿記及び会計学」を削除し、教科の細目との整合性をとった。

(専攻実技) において

- ・「簡単なプログラミングができること。」を削除し、以下の番号を繰り上げた。

表 3-38 「OA事務科」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目			
訓練科	オフィスビジネス系OA事務科		
	学科		実技
専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 プログラム言語について知っていること。 2 アプリケーションソフトについてよく知っていること。 3 ワードプロセッサ 文書実務 に関する専門的知識についてよく知っていること。 4 商業簿記、工業簿記及び会計学について知っていること。 5 簿記の記帳方法についてよく知っていること。 4 	専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 簡単なプログラミングができること。 2 アプリケーションソフトによる処理ができること。 1 3 文書の作成、文書整理、記録及び計算の日常事務処理ができること。 2 4 商業簿記の記帳処理ができること。 3

(4) 「電話交換科」「一般事務科」「貿易事務科」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「電話交換科」「一般事務科」「貿易事務科」の専攻科目について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていると判断し、技能照査の基準の細目の専攻科目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

7-10 「流通ビジネス系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「流通ビジネス系」の系基礎科目については、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。ただし、教科の細目について、企業での使用頻度が低下している機器の名称の削除を行った。(表3-39「流通ビジネス系」の系基礎科目の見直し案参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「OA機器」の教科の細目について、技術革新に伴い企業での使用頻度が低下している機器として「フロッピーに関する知識」を削除した。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・現行どおりとする

表3-39 「流通ビジネス系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		商品の販売に関する接客及び商品の販売事務における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	200	
①	商業概論	40	企業経営と組織、金融機構、流通機構、生産機構、保険
②	市場調査知識	30	市場調査の目的と種類、サンプリングの理論、調査・集計方法
③	接客・応対知識	50	基本用語、敬語、贈答、案内、電話応対
④	OA機器	50	種類、機構と働き、フロッピーに関する知識
⑤	安全衛生	10	安全衛生管理、安全衛生関係法規、安全作業法
⑥	関係法規	20	企業形態・組織の取引き・仕入れ・販売に関する法知識
2	系基礎実技	150	
①	OA機器操作基本実習	60	パソコンソフトによる文章作成・表作成・計算・事務処理、その他のOA機器操作
②	接客・応対法	60	基本マナー、応対、電話応対、苦情処理
③	市場調査基本実習	20	調査票の作成、調査の実施、集計と分析
④	安全衛生作業法	10	安全衛生作業法
	系基礎 小計	350	

7-11 「流通ビジネス系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「流通ビジネス系」各科

「ショップマネジメント科」及び「流通マネジメント科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズを考慮し精査を行った。精査の結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

(2) 「流通ビジネス系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目（学科）
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目（実技）
 - ・現行どおりとする。

(3) 「ショップマネジメント科」の育成目標の例

- ・商品の販売に関する接客ができる。
- ・商品販売に関する事務処理を理解し、事務処理ができる。
- ・小売業務に必要な知識があり、事務、営業、仕入れ、販売ができる

(4) 「流通マネジメント科」の育成目標の例

- ・商品の販売に関する接客ができる。
- ・商品販売に関する事務処理を理解し、事務処理ができる。
- ・卸売業務に必要な知識があり、事務、営業、仕入れ、販売ができる

7-12 「流通ビジネス系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1) 「ショップマネジメント科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「ワードプロセッサ」はその機能が「パーソナルコンピュータ」に含まれており、専用機は市販されていないことから削除した。

「卓上計算機」は低価格化が進み、「(種別)機械」として整備すべき機器ではなくなった。(表3-40 「ショップマネジメント科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「ワードプロセッサ」は技術革新に伴い、パーソナルコンピュータを活用して作業することが一般的となったため削除した。
- ・「卓上計算機」は価格が安くなったため、「(種別) 機械」から「(種別) その他」の「事務用品類」に変更した。
- ・「複写機」において、摘要の複写幅450mmを削除し、一般的なA3判に変更した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表3-40 「ショップマネジメント科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業生等		中学校卒業生等		変更理由または提案理由
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室			60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習場			80 m	130 m	130 m	200 m	
	ディスプレイ工作室			52 m	82 m	52 m	82 m	
	更衣室			15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫			20 m	30 m	30 m	40 m	
	室内電話装置			1 式	1 式	1 式	1 式	
	機械	金銭登録機	電子式、光学式自動読み取り装置付き	6 台	10 台	6 台	10 台	
	卓上計算機		30 台	50 台	30 台	50 台	低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため	
	電話機	相互式含む。	5 台	8 台	10 台	17 台		
	複写機	複写幅450mm A3版	1 台	1 台	1 台	1 台		
	掃除機	標準形	2 台	3 台	4 台	6 台		
	パーソナルコンピュータ	POSシステム用含む、本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	7 台	12 台	7 台	12 台		
	ワードプロセッサ		7 台	12 台	7 台	12 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため	
その他	(工具及び用具類)							
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	事務用品類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	応接用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	各種保管庫		必要数	必要数	必要数	必要数		
	(計測器類)							
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数		
	(教材類)							
ソフトウェア等	パソコン用		必要数	必要数	必要数	必要数		

(2) 「流通マネジメント科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「ワードプロセッサ」、「卓上計算機」は「ショップマネジメント科」と同様の理由により、削除・変更した。(表3-41 「流通マネジメント科」の設備細目の見直し案 参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「ワードプロセッサ」を削除した。
 - ・「卓上計算機」は（種別）を変更した。
 - ・「複写機」の摘要をA3判に変更した。
- （種別）その他において、
- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表3-41 「流通マネジメント科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室			60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習場			80 m	130 m	130 m	200 m	
	ディスプレイ工作室			52 m	82 m	52 m	82 m	
	更衣室			15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫			20 m	30 m	30 m	40 m	
	室内電話装置			1 式	1 式	1 式	1 式	
機械	金銭登録機	電子式、光学式自動読み取り装置付き		6 台	10 台	6 台	10 台	
	卓上計算機			30 台	50 台	30 台	50 台	低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため
	電話機	相互式含む。		5 台	8 台	10 台	17 台	
	複写機	複写幅450mm A3版		1 台	1 台	1 台	1 台	
	掃除機	標準形		2 台	3 台	4 台	6 台	
	パーソナルコンピュータ	P O Sシステム用含む、本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。		7 台	12 台	7 台	12 台	
	ワードプロセッサ			7 台	12 台	7 台	12 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため
その他	(工具及び用具類)							
	作業用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	事務用品類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	応接用具類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	各種保管庫(計測器類)			必要数	必要数	必要数	必要数	
	計測器類			必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)							
	ソフトウェア等	パソコン用		必要数	必要数	必要数	必要数	

7-13 「流通ビジネス系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「ショップマネジメント科」「流通マネジメント科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていると判断し、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

7-14 「社会福祉系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

現行基準は策定当初、「介護福祉士」養成を視野に入れていた。しかし、平成12年の介護保険法施行、平成18年の同法改正そして同年の障害者自立支援法の施行に伴い、介護福祉士養成課程と職業能力開発促進法施行規則別表第2における社会福祉系介護サービス科の訓練系専攻科の訓練内容（職業訓練基準）との乖離が大きくなってきていた。

「介護福祉士」として仕事をする上で、「介護福祉士」の資格は必要不可欠であることから、介護福祉士を養成するための内容と介護現場で必要とされる実践的な内容を考慮して、職業訓練基準の見直しを行った。（表3-42「社会福祉系」の系基礎科目の見直し案参照）

なお、同様に介護保険法等の改正による介護職員基礎研修への対応については、別途1年間の訓練期間による新訓練系新訓練科の設置を別に提案する。

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目（学科）

- ・「社会福祉概論」の教科の細目について、「社会福祉概説」、「社会福祉方法論」、「社会福祉行政」、「福祉工学」、「ボランティア」を削除し、「生活と福祉」、「社会保障制度」、「介護保険制度」、「障害者自立支援制度」、「介護実践に関連する諸制度」を追加した。

訓練時間数については、全体的に訓練内容が減ったため、訓練時間数が10時間減少した。

- ・「介護概論」の教科の細目について、「健康管理」、「老人保健」、「病気の予防」、「老人の世話」、「障害者の世話」、「リハビリテーション」を削除し、「尊厳を支える介護」、「介護を必要とする人の理解」、「介護サービス」、「介護実践における連携（地域連携等）」、「介護従事者の倫理」を追加した。

訓練時間数については、全体的に訓練内容が減ったため、訓練時間数が40時間減少した。

- ・「心理概論」の教科の細目の「老人の心理」及び「障害者の心理」について、教科目「老人福祉論」及び「障害者福祉論」の内容と重複するため削除した。これに伴い、訓練時間数が10時間減少した。

- ・「医学一般」の教科の細目について、「医療概説」、「人体の機能」、「生理現象」、「健康と運動」、「応急手当」を削除し、「認知症を取り巻く状況」、「医学的側面から見た認知症の基礎」、「認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活」、「連携と協働」、「家族への支援」を追加した。

訓練時間数については、全体的に訓練内容が減ったため、訓練時間が10時間減少した。

- ・「老人福祉論」の教科の細目について、「老人と社会」、「老人福祉の現状」、「老人福祉施設」を削除し、「人間の成長と発達の基礎的理解」、「老年期の発達と成熟」、「老化に伴うこころとからだの変化と日常生活」、「高齢者と健康」を追加した。

訓練時間数については、老人福祉について、内容を充実させたことから、30時間増加した。

- ・「障害者福祉論」の教科の細目について、「障害者と社会」、「障害者福祉の現状」、「障害者福祉施設」を削除し、「障害の基礎的理解」、「障害の医学的側面の基礎的知識」、「連携と協働」、「家族への支援」を追加した。

訓練時間数については、障害者福祉について、内容を充実させたことから、30時間増加した。

- ・「社会福祉援助技術」の教科の細目について、「ケースワーク」、「グループワーク」、「コミュニティ・オーガニゼーション」、「社会福祉運営論」を削除し、「人間関係の形成」、「コミュニケーションの基礎」を追加した。

訓練時間数については、「社会福祉運営論」を削除したことから、10時間減少した。

- ・「安全衛生」の教科の細目について、「介護における安全の確保とリスクマネジメント（事故防止、感染対策等）」、「介護従事者の安全（健康管理等）」を追加した。

「安全衛生」の内容を介護に関連するものに変更することにより、安全の重要性を強調した。

- ・関係法規の教科の細目について「その他」を削除し、「その他(介護福祉士をとりまく状況、介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ)」を追加し、内容を明確にした。

2) 系基礎科目（実技）

- ・「社会福祉援助基本実習」の教科の細目について、「ケースワーク」、「グループワーク」、「コミュニティ・オーガニゼーション」を削除し、「介護におけるコミュニケーションの基本」、「介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション」、「介護におけるチームのコミュニケーション（記録・報告・会議等）」を追加した。学科の「社会福祉援助技術」の内容を変更したことに伴い、対応する実技の内容も教科の細目を再構成した。

訓練時間数については、実技内容を充実させたことから、50時間増加した。

- ・「介護計画基本実習」の教科の細目について、「介護目的の把握」、「介護実施場所の把握」、「介護計画の作成」、「介護記録の作成」を削除し、「介護課程の意義」、「介護課程の展開」、「介護課程の実践的展開」、「介護課程とチームアプローチ」を追加した。訓練時間数については、実技内容を充実させたことから、90時間増加した。

- ・「介護基本実習」の教科の細目について、「自立に向けた介護（身支度、移動、食事、入浴・清潔保持、入排泄、家事）」を追加した。

訓練時間数については、実技内容を充実させたことから、160時間増加した。

表3-42 「社会福祉系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		日常生活を営む上で支障のある者の福祉における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	610 680	
①	社会福祉概論	90 80	社会福祉概説、社会福祉方法論、社会福祉行政、福祉工学、ボランティア生活と福祉、社会保障制度、介護保険制度、障害者自立支援制度、介護実践に関連する諸制度
②	介護概論	150 110	健康管理、老人保健、病気の予防、老人の世話、障害者の世話、リハビリテーション尊厳を支える介護、介護を必要とする人の理解、介護サービス、介護実践における連携（地域連携等）、介護従事者の倫理
③	心理概論	90 80	心理学概説、老人の心理、障害者の心理、カウンセリング
④	精神衛生概論	70	精神衛生概説、精神障害、高齢期の精神疾患
⑤	医学一般	90 80	医療概説、人体の機能、生理現象、健康と運動、応急手当認知症を取り巻く状況、医学的側面から見た認知症の基礎、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活、連携と協働、家族への支援
⑥	老人福祉論	50 80	老人と社会、老人福祉の現状、老人福祉施設人間の成長と発達の基礎的理解、老年期の発達と成熟、老化に伴うこころとからだの変化と日常生活、高齢者と健康
⑦	障害者福祉論	50 80	障害者と社会、障害者福祉の現状、障害者福祉施設障害の基礎的理解、障害の医学的側面の基礎的知識、連携と協働、家族への支援
⑧	社会福祉援助技術	50 40	ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、社会福祉運営論人間関係の形成、コミュニケーションの基礎
⑨	安全衛生	30	労働衛生、安全衛生管理、関係法規、介護における安全の確保とリスクマネジメント（事故防止、感染対策等）、介護従事者の安全（健康管理等）
⑩	関係法規	30	社会福祉士及び介護福祉士法、その他（介護福祉士をとりまく状況、介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ）
2	系基礎実技	300 600	
①	社会福祉援助基本実習	30 80	ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション介護におけるコミュニケーションの基本、介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション（記録・報告・会議等）
②	介護計画基本実習	90 180	介護目的の把握、介護実施場所の把握、介護計画の作成、介護記録の作成介護課程の意義、介護課程の展開、介護課程の実践的展開、介護課程とチームアプローチ
③	介護基本実習	150 310	ベッドメイキング、老人の介護、障害者の介護、病人の介護、自立に向けた介護（身支度、移動、食事、入浴・清潔保持、入排泄、家事）
④	安全衛生作業法	30	安全衛生作業法
	系基礎 小計	910 1280	

7-15 社会福祉系「介護サービス科」の教科目及び教科の細目

(1)「介護サービス科」

「介護福祉士」として仕事をする上で、「介護福祉士」の資格は必要不可欠であることから、介護福祉士を養成するための内容と介護現場で必要とされる実践的な内容を考慮して、職業訓練基準の見直しを行った。（表3-43「介護サービス科」の専攻科目の見直し案 参照）

（2）「介護サービス科」の見直しポイント

1) 専攻科目（学科）

- ・「家政学概論」の教科の細目について、「家庭管理」、「生活環境」、「衛生管理」、「縫製」を削除し、「生活支援」、「自立に向けた居住環境の整備」を追加した。
- ・「人間学」の教科の細目について、「人間関係論」、「人間性の向上と開発」、「信頼関係」、「人間の性格的弱点」を削除し、「人間の尊厳と自立」、「介護における尊厳の保持・自立支援」、「こころのしくみの理解」、「からだのしくみの理解」を追加した。
- ・「リハビリテーション論」の教科の細目について、「リハビリテーションの理念」、「リハビリテーションの種類と展開」、「機能訓練」を削除し、「自立に向けた介護（リハビリ等）」を追加した。
- ・「被服及び住生活の維持管理」の教科の細目について、「こころとからだのしくみ（身支度、移動、入浴・清潔保持・排泄等）」を追加した。

訓練時間数については、内容を充実させたことから、40時間増加した。

2) 専攻科目（実技）

- ・「手話及び点字実習」の教科の細目について、「指文字の表現」、「伝統的手話の単語及び文の表現」、「中間型手話及び同時法的手話」、「点字器の取扱い」、「点字の単語及び文の表記」を削除し、「指文字」、「手話」、「点字」、「総合演習（手話・点字）」を追加した。

訓練時間数については、全体的に訓練内容が減ったため、40時間減少した。

- ・「介護機器取扱実習」を削除し、追加教科の「形態別介護技術実習」に統合した。
- ・「老人介護実習」を削除し、追加教科の「形態別介護技術実習」に統合した。
- ・「障害者介護実習」を削除し、追加教科の「形態別介護技術実習」に統合した。
- ・追加教科目「形態別介護技術実習」を提案し、その教科の細目を「各種介護用器具の使用法」、「寝たきり老人」、「痴呆性老人の介護実習」、「視覚障害者」、「聴覚及び言語障害者」、「肢体不自由者の介護実習」とした。

教科の細目は、削除提案した教科目の「介護機器取扱実習」、「老人介護実習」、「障害者介護実習」の教科の細目を統合した内容とした。

老人や障害者などで分割して実習を行うよりも、一つにまとめて実習を行った方が、より実践的であることから、統合の提案を行った。

訓練時間数については、統合することにより、複合的な介護技術が必要になるた

め、統合前の各教科目の訓練時間数を合計した、370時間より80時間増加した。

(3) 「介護サービス科」の育成目標の例

- ・基礎的な介護知識・介護技能を身につけ、居宅及び施設の介護業務ができる。
- ・介護福祉士として介護現場で即戦力として対応できる。

表3-43 「介護サービス科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営む上で支障のある者に対する介護及びその介護者に対する介護の指導における技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1 専攻学科		300 340	
①	家政学概論	50	家庭管理、生活環境、衛生管理、縫製 生活支援、自立に向けた居住環境の整備
②	人間学	50	人間関係論、人間性の向上と開発、信頼関係、人間の性格的弱点 人間の尊厳と自立、介護における尊厳の保持・自立支援、こころのしくみの理解、からだのしくみの理解
③	リハビリテーション論	50	リハビリテーションの理念、リハビリテーションの種類と展開、機能訓練 自立に向けた介護（リハビリ等）
④	栄養及び調理	50	食物学概論、食品衛生、調理理論、調理技術、栄養と生活
⑤	被服及び住生活の維持管理	50 90	被服の機能、被服管理、被服の衛生、障害と被服、生活環境、 こころとからだのしくみ（身支度、移動、入浴・清潔保持、排泄等）
⑥	レクリエーション指導法	50	レクリエーションの基本的理解、レクリエーション活動領域と意義、レクリエーション活動の主体、レクリエーション計画、レクリエーション指導者の配慮、レクリエーション活動
2 専攻実技		650 690	
①	栄養及び調理実習	50	基本調理、献立計画、老人食、病人食
②	被服及び住生活の維持管理実習	50	家庭管理演習、洗濯及び乾燥、被服の整理、環境整備、縫製、被服製作
③	手話及び点字実習	90 50	指文字の表現、伝統的手話の単語及び文の表現、中間型手話及び同時法的手話、点字器の取扱い、点字の単語及び文の表記 指文字、手話、点字、総合演習（手話・点字）
④	介護機器取扱実習 形態別介護技術実習	90 450	各種介護用器具の使用法、 寝たきり老人、痴呆性老人の介護実習、視覚障害者、聴覚及び言語障害者、肢体不自由者の介護実習
⑤	老人介護実習	140	寝たきり老人、痴呆性老人の介護実習
⑥	障害者介護実習	140	視覚障害者、聴覚及び言語障害者、肢体不自由者の介護実習
⑦	レクリエーション指導実習	90	リハビリテーション指導、機能訓練指導
専攻 小計		950— 1030	
科 合計		1860— 2310	
教科設定時間の割合		77.5%— 82.5%	

7-16 「社会福祉系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直し

も行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1)「介護サービス科」の設備の細目

現行設備基準の制定から一定期間が経過したが、社会福祉系「介護サービス科」の職業訓練基準の骨格は基準制定当初から介護福祉士の養成という点で大きな変化はない。このため、教科目及び教科の細目は介護保険法改正、障害者自立支援法施行に伴った調整を提案したところであるが、設備基準についても大きな見直しは行っていない。改正法に基づく介護福祉士養成課程基準や社会環境変化・技術革新等に対応させる軽微な見直しとした。(表3-44 「社会福祉系「介護サービス科」の設備細目の見直し案」参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「電動式ギャッチベッド」を追加した。これは介護施設では「電動式ギャッチベッド」が主流となっているためである。「電動式ギャッチベッド」の追加に伴い、「電動式ベット」、「ギャッチベッド」、「成人用ベット」は削除する。
- ・「車イス」は折りたたみ式が主流のため、摘要を「折りたたみ式を含む」から「折りたたみ式」に変更する。
- ・「エルゴメータ」は現在、介護老人施設ではあまり使用されていないことから削除した。また、同様の理由により、「トロリー」、「洗髪車」については、削除する。
- ・「電子オーブン」は「電子レンジ」にオーブン機能が含まれているため、「電子レンジ」で代用することとし、削除した。
- ・「ビデオ装置」は技術革新により、DVDが主流になったことから、「DVD装置」に変更した。また、同様の理由により、「カセットテープレコーダ」も「CDレコーダ」に変更した。
- ・「ビデオカメラ」を追加した。「形態別介護技術実習」等で使用し、実習風景を撮影したものを再生して、視覚的な振り返りを行い、訓練効率を高める。
- ・「ワードプロセッサ」は技術進歩により、その機能は「パーソナルコンピュータ」で代用できることや現在製品として出回っていないことなどから削除した。
- ・「ポータブルトレイ」を追加し、「形態別介護技術実習」等で使用する。「ポータブルトレイ」は障害者や高齢者の在宅介護で一般的に使用されている。同様の理由で、「ベッドサイドテーブル」、「ワゴン」、「スライディングボード」を追加し、「形態別介護技術実習」等で使用する。
- ・「離皮架」を追加し、「医学一般」等で使用し、介護に関する医療知識を習得する。

(種別) その他において、

- ・(工具及び用具類)に「障害者用調理器具類及び食器類」を追加する。「形態別介護技術実習」等で使用し、障害者に対する介護手法を習得する。
- ・「つえ類」を追加し、摘要を「歩行補助用及び盲人安全(普通用及び携帯用)用」とする。「形態別介護技術実習」等で使用する。
- ・「口腔ケアモデル」を追加した。これは、介護現場で急速にニーズが増加してきたことに対応するため、「形態別介護技術実習」等で使用する。
- ・「ソフトウェア」を追加し、「パーソナルコンピュータ」を使用するために必要な「ソフトウェア」を整備する。

表3-44 社会福祉系「介護サービス科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室			60 m	100 m			
	調理実習場		換気、洗浄用及び下処理用流し付き	180 m	300 m			
	介護実習場		和室を含む	250 m	400 m			
	家政実習場			180 m	300 m			
	入浴実習場			60 m	96 m			
	レクレーション実習場			180 m	300 m			
	洗濯・乾燥室			60 m	96 m			
	図書室			60 m	96 m			
	更衣室			25 m	38 m			
	倉庫			30 m	40 m			
機械	機材室			20 m	30 m			
	局所排気装置			1 式	1 式			
	換気装置			1 式	1 式			
	ナースコール装置			1 式	1 式			
	洗面設備			1 式	1 式			
	トイレ設備		身体障害者用	1 式	1 式			
	シャンプー台		給湯装置付き	3 台	5 台			
	調理台		給湯装置、ガスレンジ付き	6 台	10 台			
	入浴装置		特殊入浴装置ストレッチャー付き	1 式	1 式			
	電動式ベッド			3 台	5 台			現在、介護老人施設で使用している機材のため。
	電動式ギヤッチベッド			15 台	25 台			
	ギヤッチベッド			10 台	17 台			現在、介護老人施設で使用していない機材のため。
	成人用ベッド			2 台	3 台			現在、介護老人施設で使用していない機材のため。
	電動車イス			1 台	1 台			
	車イス		折りたたみ式を含む	10 台	25 台			現在、介護老人施設で使用しているのは「折りたたみ式」であるため。
リフトチェア			1 式	1 式				
ストレッチャー			3 台	5 台				
床頭台			15 台	25 台				
エルゴメータ			4 台	4 台			現在、介護老人施設で使用していない機材のため。	
トロリー			3 台	5 台			現在、介護老人施設で使用していない機材のため。	
吸入器			6 台	10 台				
製氷機			1 台	1 台				
洗髪車			2 台	3 台			現在、介護老人施設で使用していない機材のため。	
消毒器			1 台	1 台				
ヘアドライヤ			6 台	10 台				
電子レンジ			6 台	10 台				
電子オーブン			6 台	10 台			現在、電子レンジにオープン機能がついているため。	
炊飯器			6 台	10 台				
冷凍冷蔵庫			3 台	5 台				
ジュースミキサ			6 台	10 台				
電気掃除機			6 台	10 台				
電気ボリンヤ			6 台	10 台				
電気洗濯機			6 台	10 台				
乾燥機			3 台	5 台				
家庭用ミシン			10 台	17 台				
実習用電話装置			1 式	1 式				

	テレビジョン受信機		1 台	1 台		
	ビデオ装置 <i>AV機器</i>	映像再生装置、録音・再生等	1 式	1 式		ビデオ以外の規格に対応するため
	<i>ビデオカメラ</i>		1 式	1 式		介護技術面の視覚的振り返りを可能とさせるため。
	ラジオカセットテープレコーダ		3 台	5 台		AV機器に含む
	点字器		30 台	50 台		
	簡易浴槽		2 台	3 台		
	パーソナルコンピュータ		5 台	8 台		
	ワードプロセッサ		5 台	8 台		パーソナルコンピュータにワードプロセッサ機能を内蔵可能のため。
	<i>ポータブルトイレ</i>		15 台	15 台		在宅サービスを利用する障害を持つ高齢者の使用頻度が高いため。
	<i>ベッドサイドテーブル</i>		15 台	15 台		施設サービスを利用する寝たきりの高齢者の使用頻度が高いため。
	<i>ワゴン</i>		15 台	15 台		介護技術の展開する際に、必要物品を手元に置くために必須のため。
	<i>スライディングボード</i>	<i>又はスライディングマット</i>	<i>必要数</i>	<i>必要数</i>		介護対象者を車椅子からベッド等へ移乗させる際に、介護現場において使用されるため。
	<i>離皮架</i>		<i>必要数</i>	<i>必要数</i>		介護技術に関連する医療知識習得のため。
その他	(工具及び用具類)					
	介護用具類		必要数	必要数		
	浴室用具類		必要数	必要数		
	家事・調理用具類		必要数	必要数		
	<i>障害者用調理器具類及び食器類</i>		<i>必要数</i>	<i>必要数</i>		介護技術習得において、障害者に対する介護手法を習得するため。
	寝具類		必要数	必要数		
	縫製用具類		必要数	必要数		
	応接用具類		若干	若干		
	障害代償用具類		必要数	必要数		
	作業用具類		必要数	必要数		
	掃除用具類		必要数	必要数		
	レクリエーション用具類		必要数	必要数		
	<i>つえ類</i>	<i>歩行補助用及び盲人安全(普通用及び携帯用)用</i>	<i>必要数</i>	<i>必要数</i>		介護技術習得において、障害者に対する介護手法を習得するため。
	(計測器類)					
	計測器類		必要数	必要数		
	(教材類)					
	実習用モデル人形		1	1		
	演習用人体		3 体	10 体		全身清拭は訓練生相互に行わせることが困難なため。
	包帯人形		4	4		看護領域の機材であるため。
	沐浴人形		4	4		看護領域の機材であるため。
	人体解剖模型		1	1		
	人体骨格模型		1	1		
	<i>口腔ケアモデル</i>		<i>1</i>	<i>1</i>		介護知識習得のため
	人工呼吸訓練人形		4	4		緊急時対応として必須のため。
	掛図		必要数	必要数		
	図書等		必要数	必要数		
	<i>ソフトウェア等</i>		<i>必要数</i>	<i>必要数</i>		

7-17 「社会福祉系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。「介護サービス科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性が概ねとれていると判断し、技能照査の基準の細目については軽微な見直しの提案のみとした。系基礎学科については、代表的疾病知識の習得から認知症が特筆されたことを考慮して、認知症の知識について細目を追加した。(表3-45 「「介護サービス科」の技能照査の基準の細目の見直し案」参照)

具体的には、

(系基礎学科)において

- ・「公衆衛生」を削除し、「認知症」を追加した。

これは、教科目及び教科の細目に「公衆衛生」の内容がないことから削除し、「認知症」

の細目に入れ替える形とした。

(系基礎実技) において

- ・「社会福祉援助基本実習」の教科の細目の変更に伴い、「介護におけるコミュニケーションができること」を追加した。

(専攻実技) において

- ・「介護機器の取扱いがよくできること」を削除した。
- 「介護機器取扱実習」を「形態別介護技術実習」に統合したことから、「老人、障害者の介護がよくできること」を追加し、教科目及び教科の細目との整合性をとった。

表 3 - 4 5 「介護サービス科」の技能照査の基準の細目の見直し案

技能照査の基準の細目

訓練科		社会福祉系介護サービス科	
		学科	実技
系基礎	系基礎	1 社会福祉についてよく知っていること。	1 社会福祉に関する相談、助言、指導その他の援助がよくできること。 2 介護におけるコミュニケーションができること。 2-3 介護に関する基本的な作業ができること。 3-4 安全作業及び衛生作業ができること。
		2 老人及び障害者の福祉サービスについてよく知っていること。	
専攻	専攻	3 老人及び障害者の心理についてよく知っていること。	1 介護機器の取扱いがよくできること。老人、障害者の介護がよくできること。 2 献立作成、栄養計算及び調理がよくできること。 3 食事、排泄、入浴及び清拭の介護がよくできること。 4 手話及び点字ができること。
		4 精神衛生について知っていること。	
系基礎	系基礎	5 社会福祉援助技術について知っていること。	1 介護の目的、技法及び介護福祉士の業務範囲について知っていること。 2 コミュニケーション介護について知っていること。 3 リハビリテーションについて知っていること。 4 栄養、調理、被服及び住居について知っていること。 5 レクリエーションについて知っていること。 6 手話及び点字について知っていること。
		6 人体の構造及び機能並びに代表的な疾病について知っていること。	
系基礎	系基礎	7 公衆衛生 認知症 について知っていること。	1 介護の目的、技法及び介護福祉士の業務範囲について知っていること。 2 コミュニケーション介護について知っていること。 3 リハビリテーションについて知っていること。 4 栄養、調理、被服及び住居について知っていること。 5 レクリエーションについて知っていること。 6 手話及び点字について知っていること。
		8 介護関係法規について知っていること。	
系基礎	系基礎	9 安全衛生についてよく知っていること。	1 介護の目的、技法及び介護福祉士の業務範囲について知っていること。 2 コミュニケーション介護について知っていること。 3 リハビリテーションについて知っていること。 4 栄養、調理、被服及び住居について知っていること。 5 レクリエーションについて知っていること。 6 手話及び点字について知っていること。

7 - 1 8 社会福祉系に関連する新系・新科の提案

(1) 「第2社会福祉系 介護福祉科」(仮称) 新系・新科の検討概要

現行の社会福祉系介護サービス科(普通課程2年)の職業訓練基準は、従前の介護福祉士養成資格取得可能な基準に見合う内容と時間数を有し、これを取得することが可能なものとして策定されたが、平成19年における社会福祉士及び介護福祉士法の改正等によって介護サービス科を取り巻く環境が大きく変化した。

これに対応するため、現行職業訓練基準は表3-42、表3-43等で見直しの提案を行ったところであるが、社会状況の変化に伴うニーズに対応する新系・新科の提案を行う

こととした。

提案する理由は、介護職に対する資質の向上・担保に対するニーズが高まる一方で、慢性的に介護に従事する人材の不足が続いており、介護に従事する人材の確保に対するニーズはより強く切迫した状況にある。職業能力開発校においては職業訓練基準に因らないB型訓練で、主に離転職者を対象にヘルパーの養成訓練に努めてきたところである。しかし、ヘルパーからより質の高い介護サービスが提供できる介護福祉士になるためには、実務経験3年に加えて介護職員基礎研修修了者で一定時間の研修を、ヘルパー2級研修修了者ではそれ以上の6月の養成課程(600時間)の研修を受けなければならない、低賃金・重労働と言われるヘルパーとして働きながらこれら研修を受講することは容易なことではなく、現状ではこれを断念する者が増えるものと予想される。これまで介護福祉士となった者の約6割がこれら実務経験ルート(福祉系高校ルートも含む)、つまりヘルパーから実務経験を経て、介護福祉士の資格を取得しており、今後、生産者労働人口が減少することを考え合わせると、質の高い介護人材を確保する為には介護職員基礎研修修了後、継続一貫して介護福祉士国家試験受験資格を得るための研修を受けることができる職業訓練基準があれば、質の保証を図りつつ人材の確保につながる事が考えられる。

そこで、1年1400時間の普通課程によって新系新科職業訓練基準を作ることによって新規学卒者だけでなく離転職者をも対象とし、広く人材を集めると共に社会から求められる質の高い介護職の養成に応えることができる訓練科の設置が可能になる。系基礎科目において介護職員基礎研修修了に必要な内容と時間数500時間(60分換算)を網羅し、専攻科目で介護福祉士国家試験受験資格を得るのに必要な6月の養成課程に準ずる課程を考慮し構成した。

さらに、介護福祉士資格を取得できるよう考慮しながらも、資格取得だけをめざすばかりではなく定着率を高められるような、社会のニーズを踏まえ、単に細切れの知識・技術の集積ではなく、一人ひとりに応じた適切な介護が提供できるよう、これまでの知識技術を統合し実践できる科目:「専攻統合演習」「専攻実技演習」を取り入れた。

職業能力開発施設の恵まれた設備を活用し、要介護者を設定しながら、リアリティのあるシミュレーション学習ができるようにした。

また基準科目を8割にとどめ、残り2割を用いて各地域の介護状況やニーズに応じた科目が構築できるよう配慮すると共に、長期間の研修期間中に止むを得ない事情により、休まざるを得ない場合のために、補習対応可能な時間数を確保することに配慮した。

(2)「第2社会福祉系」(仮称)の教科目及び教科の細目の新規提案ポイント

1)系基礎科目(学科)

- ・介護職員基礎研修の内容を考慮し、職業訓練に必須とされる「安全衛生」を設定し作業行為の安全意識を高めるよう努めた。(表3-46 「第2社会福祉系」(仮称))

の系基礎科目の新規提案」参照)

2) 系基礎科目 (実技)

- ・介護職員基礎研修の内容を考慮し、系基礎科目 (学科) で得た職業安全意識を実際の作業場面で体得できるよう設定した。(表3-46 「第2社会福祉系」(仮称)の系基礎科目の新規提案」参照)

表3-46 「第2社会福祉系」(仮称)の系基礎科目の新規提案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		日常生活を営む上で支援が必要である者の介護における、技能及びこれに関する基礎的知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	260	
①	介護概論	40	人間理解、生活・福祉の支援と考え方、介護の意義、地域生活支援の理解と技術、利用者の権利と尊厳
②	社会福祉制度	40	高齢者保健福祉制度、障害者福祉制度、社会保障制度、介護保険制度と介護サービス、地域の制度・サービス
③	医学一般	40	加齢と生理、高齢者に多い疾病の医学的理解、感染症の理解と予防、疾病と障害、訴えと症状の理解
④	認知症	40	認知症の医学的・心理学的理解、認知症介護の実際と地域支援、家族へのケア
⑤	医療及び看護	40	医療・看護との連携、医療機器・用具・薬の理解、リハビリテーション医療の理解、緊急時の対応、ターミナルケア
⑥	介護倫理	40	介護職員の職業倫理、生命倫理、基本的マナー、介護サービス提供現場と職務内容、介護事故等の予防と対策等
⑦	ケアマネジメント	40	ケアプランとサービス計画の内容・機能・作成手順及び実際、地域生活アセスメント技術と留意点
⑧	安全衛生	15	労働衛生、安全衛生管理、関係法規
2	系基礎実技	375	
①	介護基礎技術	110	コミュニケーションと信頼関係形成、利用者・家族の理解と心のケア、基本的介護技術、介護予防の理解と方法、住宅・福祉用具の知識
②	生活援助技術	40	生活支援の目的・機能、家事援助(技術)の意義・役割、衣食住生活の支援
③	社会福祉援助論	40	ソーシャルワークの理解、相談援助技術、地域生活支援及び地域包括ケア、困難事例等への対応と理解
④	介護基本実習	170	施設・居住型実習、通所・小規模多機能型実習、訪問介護実習、地域の社会資源実習、事前演習、事後演習
⑤	安全衛生作業法	15	安全衛生作業法
系基礎 小計		670	

(3) 「介護福祉科」(仮称)の教科目及び教科の細目の新規提案ポイント

1) 専攻科目 (学科)

- ・介護福祉士養成課程280時間を考慮して提案を行った。(表3-47 「介護福祉科」(仮称)の専攻科目の新規提案」参照)

2) 専攻科目 (実技)

- ・介護福祉士養成課程280時間を考慮して提案を行った。

「統合演習」とは、一人の模擬事例を想定して、主に身体介護における援助方法を考え実践する科目として設定するものである。基本的な知識や技術は習得していても、一人の人間に対して対応できない。質の高い個別に応じた介護が実践できるためには、この人にどのような援助が必要かを状況に応じて考える力とそれを実践するための技術力を高め、知識技術を目の前にいて生活している人に統合して、実践までつなげられるような科目が必要と考える。例えば、いつもはベットからポータブルトイレに軽介助で移動できる自立度の事例であっても、前日に転倒していて怖がっていた場合、どのように援助するか、どう援助するか、どんな声かけをするかなどさまざまな角度から意見交換や検証をおこない、さらにそれに応じた技術ができるまで演習を重ねるなどを想定した。(表3-47 「「介護福祉科」(仮称)の専攻科目の新規提案」参照)

(4) 「介護福祉科」(仮称)の育成目標の例

- ・人間と社会に対して高い倫理観を備え、利用者の尊厳を支える介護が実践できる。
- ・多様で個別な状況に応じた介護の必要性がわかり、その実践ができる。
- ・生活の質を高める介護を絶えず模索し、他職種協働によるチームケアに参画することができる。

表3-47 「介護福祉科」(仮称)の専攻科目の新規提案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		日常生活を営む上で支援が必要である者の生活の質を高める為の介護において、個別の状況に応じた介護の技能及びこれに関する知識。	
教科		訓練時間	教科の細目
1 専攻学科		240	
①	人間関係論	30	人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解
②	生涯発達論	190	発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ(介護・医学・障害の知識)
2 専攻実技		210	
①	介護技術	170	生活支援技術(介護技術・生活支援)、介護過程
②	総合演習	60	模擬事例を用いたシミュレーション実技演習
専攻 小計		450	
科 合計		1120	
教科設定時間の割合		80.0%	

(5) 「介護福祉科」(仮称)の設備の細目の新規提案ポイント

「介護福祉科」(仮称)の教科基準の提案に伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の検討を行った。現行の社会福祉系介護サービス科の設備基準を参考にし、教科目及び教科の細目や技術動向及び人材ニーズ等を考慮し、提案をおこなった。(表3-48 「第2社会福祉系「介護福祉科」(仮称)の設備細目の新規提案」参照)

社会福祉系介護サービス科の設備基準に追加・変更した内容を以下に示す。

具体的には、

(種別) 機械において

- ・「シルバーカー」を追加し、高齢者の歩行介助の技術の習得や配慮を学ぶ。
- ・「AV機器」を追加し、視聴覚機器として利用する。
- ・同様に視聴覚機器として、「プロジェクター」、「映写用スクリーン」を追加する。

(種別) 工具及び用具類において

- ・「スライディングボード」を追加する。介護対象者を車椅子からベッド等へ移乗させる際に、介護現場において使用されているものである。介護技術において移動介助の技術は重労働であり、腰椎など健康を損ねることによって介護職から離職する者が多い。理にかなった正しい技術動作を習得することは重要だが、移動介助時の腰椎への負担を軽減し少ない力で楽に移動できる用具を知り使用方法を熟知することは、利用者・介護者双方にとって有益である。同様の理由から「スライディングマット」を追加する。
- ・障害者に対する介護手法を習得するため「つえ類」を追加する。
- ・「口腔 歯牙模型」を追加する。寝たきりとなったり、口から食事を摂らなくなると口腔ケアを怠りがちとなる傾向にある高齢者であるが、口腔ケアを行うことで上気道感染や肺炎を予防することに絶大な効果があると共に心臓病など全身性の疾患をも予防し体調を整えることが可能な援助としてニーズが高まっている。口腔ケアの仕方を効果的に講義するために必要。
- ・「嚥下 気道模型」を追加する。
嚥下障害によって口から食事を摂取することが誤嚥の危険を孕む高齢者への食事介助において、気道と食道の解剖的理解と共にその方法をより理解しやすくするための講義用媒体（教材）として必要。

表3-48 第2社会福祉系「介護福祉科」(仮称)の設備細目の新規提案

設備の細目	名称	概要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
建物その他の工作物	教室	1名につき2平方メートル	60 m ²	100 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	調理実習場	換気、洗浄用及び下処理用流し付き。	180 m ²	300 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠 「生活支援と家事援助技術」、「専攻統合演習」、「生活援助技術」、「専攻実技演習」等で使用。	
	介護実習場	和室を含む	250 m ²	400 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	家政実習場		180 m ²	300 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠 基礎科目「生活支援と家事援助技術」、専攻科目「生活支援技術」等で使用。	
	入浴実習場		60 m ²	96 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠 基礎科目「介護におけるコミュニケーションと介護技術」、「生活支援と家事援助技術」、専攻科目「生活支援技術」、「専攻実技演習」等において使用。	
	レクリエーション実習場		180 m ²	300 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠 各講義の演習及び「専攻統合演習」におけるレクリエーション企画運営学習等に必要。	
	洗濯・乾燥室		60 m ²	96 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠 基礎科目「生活支援と家事援助技術」、専攻科目「生活支援技術」、「専攻実技演習」等で使用。	
	図書室		60 m ²	96 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	更衣室		25 m ²	38 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	倉庫		30 m ²	40 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	機材室		20 m ²	30 m ²			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	換気装置	家庭介護実習室に付帯。	1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	ナースコール装置		1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	洗面設備	家庭介護実習室に付帯。	1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	トイレ設備	身体障害者用	1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	調理台	給湯装置、ガスレンジ付き。	6 台	10 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	入浴装置	特殊入浴装置ストレッチャー付き。	1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	機械	電動式ギャッジベッド	3名につき1台設置	10 台	17 台			介護福祉施設では主流
		電動車イス		1 台	1 台			社会福祉系介護サービス科に準拠
		車イス	折りたたみ式	6 台	10 台			社会福祉系介護サービス科に準拠
シルバーカー(手押車)			2 台	3 台			移動介助技術習得のため必要。	
リフトチェア			1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
ストレッチャー			3 台	5 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
床頭台			10 台	17 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
吸入器			6 台	10 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
製氷機			1 台	1 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
ヘアドライヤー			10 台	17 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
電子レンジ		各1台は家庭介護実習室に付帯	2 台	4 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
炊飯器		各1台は家庭介護実習室に付帯	6 台	10 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
冷凍冷蔵庫		各1台は家庭介護実習室に付帯	4 台	6 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
ジュースミキサー			3 台	5 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
電気掃除機		各1台は家庭介護実習室に付帯	4 台	6 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
電気洗濯機			6 台	10 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
乾燥機			3 台	5 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
家庭用ミシン		各1台は家庭介護実習室に付帯	6 台	10 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
実習用電話装置			1 式	1 式			社会福祉系介護サービス科に準拠	
テレビ			1 台	1 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
A/V機器		映像再生装置、録音・再生等	1 式	1 式			視聴覚教材用	
ビデオカメラ			3 台	5 台			視聴覚教材用	
プロジェクター		教室、介護実習室に各1台配置	2 台	2 台			視聴覚教材用	
映写用スクリーン		教室、介護実習室に各1台配置	2 台	2 台			視聴覚教材用	
点字器			30 台	50 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
簡易浴槽		移動できるもので、浴室が硬質なもの	2 台	3 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
パーソナルコンピュータ			5 台	8 台			社会福祉系介護サービス科に準拠	
ポータブルトイレ			10 台	17 台			介護現場で使用されている	
ベットサイドテーブル			10 台	17 台			介護現場で使用されている	
ワゴン			10 台	17 台			介護現場で使用されている	
その他	(工具及び用具類)						介護現場で使用されている	
	スライディングボード		必要数	必要数			移動介助用具として必要。	
	スライディングマット		必要数	必要数			移動介助用具として必要。	
	つえ類	歩行補助用及び盲人安全(普通用及び携帯用)用	必要数	必要数			障害者に対する介護手法で使用	
	介護用具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	浴室用具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	家事・調理用具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	寝具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	縫製用具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠	
	応接用具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠	
障害代償用具類		必要数	必要数			社会福祉系介護サービス科に準拠		

作業用工具類		必要数	必要数		社会福祉系介護サービス科に準拠
掃除用具類		必要数	必要数		社会福祉系介護サービス科に準拠
レクリエーション用具類 (計測器類)		必要数	必要数		社会福祉系介護サービス科に準拠
計測器類 (教材類)		必要数	必要数		社会福祉系介護サービス科に準拠
実習用モデル人形	体位変換、清拭等介護実習にも適するもの	2	3		社会福祉系介護サービス科に準拠
人体解剖模型		1	1		社会福祉系介護サービス科に準拠
口腔 歯牙模型		1	1		介護知識習得のため
嚥下 気道模型		1	1		介護知識習得のため
人体骨格模型		1	1		社会福祉系介護サービス科に準拠
人工呼吸訓練人形		3	5		社会福祉系介護サービス科に準拠
掛図		必要数	必要数		社会福祉系介護サービス科に準拠
図書等		必要数	必要数		社会福祉系介護サービス科に準拠
ソフトウェア等		必要数	必要数		パソコン用

(6) 「介護福祉科」(仮称)の技能照査の基準の細目の新規提案ポイント

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。(表3-49 「第2社会福祉系 介護福祉科」(仮称)の技能照査の基準の細目の新規提案」参照)

表3-49 「第2社会福祉系 介護福祉科」(仮称)の技能照査の
基準の細目の新規提案

技能照査の基準の細目

訓練科		第2社会福祉系介護福祉科	
		学科	実技
系基礎	1	尊厳を支える介護・福祉について知っていること。	1 介護を展開するために適切なコミュニケーションができること。
	2	高齢者・障害者の医療・保健・福祉制度及びサービスについて知っていること。	2 自立支援の視点にたった基本的な介護技術ができること。
	3	加齢・老化に伴う変化及び各種障害、主要疾患の概要について知っていること。	3 自立支援や介護予防の観点から介護過程に沿って家事援助ができること。
	4	認知症と認知症の利用者及び認知症利用者の家族への介護について知っていること。	4 ソーシャルワークの必要性がわかり、基本的な相談援助ができること。
	5	医療・看護との連携の必要性とチームの一員としての介護員の役割について知っていること。	5 安全作業及び衛生作業ができること。
	6	介護職の倫理や職務について知っていること。	6 介護現場の実習において介護過程を踏まえた基礎的な介護業務ができること。
	7	ケアプランについて知っていること。	
	8	安全衛生について知っていること。	
専攻	1	人間に対する尊厳の保持・自立支援についてよく知っていること。	1 あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護技術ができること。
	2	人間関係の形成についてよく知っていること。	2 精神的な支援や援助のための実践的なコミュニケーションができること。
	3	コミュニケーションについてよく知っていること。	3 多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程が展開できること。
	4	人間の生活と社会の関わりや自助から公助に至る過程について知っていること。	4 利用者の安全に配慮した介護がよくできること。
	5	介護実践に関連する諸制度についてよく知っていること。	
	6	発達の観点から老化についてよく知っていること。	
	7	認知症介護についてよく知っていること。	
	8	障害者介護についてよく知っていること。	
	9	人体の構造や機能について知っていること。	
	10	サービス提供における安全への留意点や心理的側面への配慮についてよく知っていること。	

7-19 「理容・美容系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「理容・美容系」の系基礎科目については、ヒアリング調査などから、現行の職業訓練基準で概ね対応可能と判断したが、一部の教科目名を変更し、実際の訓練内容と適合させた。また、地域のニーズに合わせた特徴ある訓練が実施できるような、職業訓練基準になるように心がけた。(表3-50「理容・美容系」の系基礎科目の見直し案参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目(学科)

- ・「理容・美容技術概論」を「理容・美容技術理論」に変更し、表現の適正化を行った。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・「消毒実習」を「衛生管理実習」に変更し、系基礎学科との関連性を深める。
- ・「化粧品化学実習」を「理容・美容の物理・化学実習」と変更し、系基礎学科との関連性を深める。

表 3-50 「理容・美容系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		衛生管理、理容・美容用器具の使用法等、理容・美容における基礎的な技能及びこれに関する知識	
教科	訓練時間	教科の細目	
1 系基礎学科	375		
① 理容・美容技術概論 理容・美容技術理論	20	器具の取扱い、基礎技術	
② 衛生管理	80	公衆衛生概説、感染症、環境衛生、衛生管理技術	
③ 理容・美容保健	120	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患	
④ 理容・美容の物理・化学	80	理容・美容の物理、化粧品の化学	
⑤ 理容・美容運営管理	60	経営戦略、経営管理、労務管理、接客法	
⑥ 安全衛生	15	産業安全、労働衛生、労働災害、関係法規	
2 系基礎実技	115		
① 理容・美容基本実習	70	器具の取扱い実習、基礎技術実習	
② 消毒実習 衛生管理実習	10	各種消毒法の実習	
③ 化粧品化学実習 理容・美容の物理化学実習	10	化学薬品の取扱い、溶液の調整法等の基本操作	
④ 安全衛生作業法	25	安全衛生作業法	
系基礎 小計	490		

7-20 理容・美容系「理容科」の教科目及び教科の細目

(1) 「理容科」

「理容科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。ただし、「訓練の対象となる技能及び知識の範囲」については、適正な表現に変更した。(表 3-51 「「理容科」の専攻科目の見直し案」参照)

(2) 「理容科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする

- 3) 「訓練の対象となる技能及び知識の範囲」に「理容師を律する法的知識」を加え教科の内容をよりわかりやすい表現にした。

(3) 「理容科」の育成目標の例

- ・理容・美容の基礎的な作業ができる。
- ・理容師として必要な技能・知識を持ち、理容師としての仕事ができる。

表 3-5 1 「理容科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		頭髪の刈込み、顔剃り等の方法により容姿を整えるための技能及びこれに関する知識 並びに理容師を律する法的知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	専攻学科	220	
①	理容文化論	90	理容文化史、理容デザイン、服飾
②	理容技術理論	100	頭部技術、顔面技術、特殊技術
③	関係法規	30	衛生行政、理容師法、その他関係法規
2	専攻実技	730	
①	理容実習	730	頭部技術実習、顔面技術実習、特殊技術実習、総合実習
	専攻 小計	950	
	科 合計	1440	
	教科設定時間の割合	51.4%	

7-2 1 理容・美容系「美容科」の教科目及び教科の細目

(1) 「美容科」

「美容科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。ただし、「訓練の対象となる技能及び知識の範囲」については、適正な表現に変更した。(表 3-5 2 「「美容科」の専攻科目の見直し案」参照)

(2) 「美容科」の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする
- 3) 「訓練の対象となる技能及び知識の範囲」に「美容師を律する法的知識」を加え教科の内容をよりわかりやすい表現にした。

(3) 「美容科」の育成目標の例

- ・理容・美容の基礎的な作業ができる。

- ・美容師として必要な技能・知識を持ち、理容師としての仕事ができる。

表 3-52 「美容科」の専攻科目の見直し案

二 専攻科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲	パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくするための技能及びこれに関する知識 並びに美容師を律する法的知識	
教科	訓練時間	教科の細目
1 専攻学科	220	
① 美容文化論	90	美容文化史、美容デザイン、服飾
② 美容技術理論	100	頭部技術、特殊技術、和装技術
③ 関係法規	30	衛生行政、美容師法、その他関係法規
2 専攻実技	730	
① 美容実習	730	頭部技術実習、特殊技術実習、和装技術実習、総合実習
専攻 小計	950	
科 合計	1440	
教科設定時間の割合	51.4%	

7-22 「理容・美容系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「理容科」「美容科」共に、「バックシャンプー設備」を望む意見があった。

バックシャンプーは従来の設備では対応が難しくテクニック面でも違いがあるので、導入が望まれる。しかし、スペースの確保や高価であること等の問題点もあり、現行の設備基準でも訓練を実施できると判断し、「バックシャンプー設備」については、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

また、施設内訓練と現場（サロン）訓練を併用できるようにし、VTRの活用等と併用すれば相当の教育効果は期待できるのではないかとの意見もあった。

これ以外の設備基準は、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

7-23 「理容・美容系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「理容科」「美容科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていると判断し、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

7-24 「接客サービス系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目

「接客サービス系」の系基礎科目については、技術動向や人材ニーズを考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わず現行どおりとした。教科の細目について、企業での使用頻度が低下している機器の名称を削除した。

(表3-53 「接客サービス系」の系基礎科目の見直し案 参照)

(2) 科目別の見直しポイント

1) 系基礎科目 (学科)

- ・「OA機器」の教科の細目について、技術革新に伴い企業での使用頻度が低下している機器として「ワープロ」を削除した。

2) 系基礎科目 (実技)

- ・現行どおりとする。

表3-53 「接客サービス系」の系基礎科目の見直し案

一 系基礎科目

訓練の対象となる技能及び知識の範囲		接客サービス業務及びこれに必要なOA機器等の取扱いにおける技能及びこれに関する知識	
教科		訓練時間	教科の細目
1	系基礎学科	250	
①	サービス企業概論	50	サービス企業、サービス企業におけるホテル・旅館・レストラン業
②	観光概論	30	観光の概念、観光地理、観光行動と宿泊業
③	マーケティング理論	20	マーケティングの概念
④	接客知識	110	サービスの基本、客の心理、接客対応、苦情処理
⑤	OA機器	30	ワープロ・パソコン等の種類、特徴及び機能
⑥	安全衛生	10	安全衛生管理、整理整頓と清潔の保持、応急処置、安全衛生関係法規
2	系基礎実技	150	
①	接客実習	100	接遇の基本動作、電話対応、苦情処理、外国語における対応
②	OA機器操作基本実習	40	OA機器の基本的動作、表作成と表計算
③	安全衛作業法	10	機械等に係る災害防止、安全装置等の取扱い、整理整頓と清潔の保持
系基礎 小計		400	

7-25 「接客サービス系」各科の教科目及び教科の細目

(1) 「接客サービス系」各科

「ホテル・旅館・レストラン科」及び「観光ビジネス科」の見直しについては、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、現行の教科目及び教科の細目で対応可能と判断し、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 「接客サービス系」各科の見直しポイント

- 1) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

(3) 「ホテル・旅館・レストラン科」の育成目標の例

- ・接客法を理解し、客の応接ができる
- ・宿泊施設の業務を理解し、接客ができる
- ・飲食店の業務を理解し、接客ができる。

(4) 「観光ビジネス科」の育成目標の例

- ・接客法を理解し、客の応接ができる
- ・旅行業務を理解し、ツアープランニングができる。
- ・観光の情報収集ができ、観光案内ができる。

7-26 「接客サービス系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考にし、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

(1) 「ホテル・旅館・レストラン科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「ワードプロセッサ」はその機能は「パーソナルコンピュータ」に含まれており、専用機は市販されていないことから削除した。

「卓上計算機」は低価格化が進み、「(種別) 機械」として整備すべき機器ではなくなった。(表3-54 「「ホテル・旅館・レストラン科」の設備細目の見直し案」参照)

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「ワードプロセッサ」は技術革新に伴い、パーソナルコンピュータを活用して作業することが一般的となったため削除した。
- ・「卓上計算機」は価格が安くなったため、「(種別) 機械」から「(種別) その他」の「事務用品類」に変更した。
- ・「複写機」において、摘要の複写幅450mmを削除し、一般的なA3判に変更した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表 3-54 「ホテル・旅館・レストラン科」の設備細目の見直し案

設備の細目	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60 m	100 m	60 m	100 m	
	実習場	フロント、客室等	144 m	230 m	230 m	368 m	
	ディスプレイ工作室		52 m	82 m	52 m	82 m	
	更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m	
	倉庫		20 m	30 m	30 m	40 m	
	室内電話装置		1 式	1 式	1 式	1 式	
機械	卓上計算機		30 台	50 台	30 台	50 台	低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため
	電話機	相互式含む。	5 台	8 台	10 台	17 台	
	複写機	複写幅450mm A3版	1 台	1 台	1 台	1 台	
	掃除機	標準形	2 台	3 台	4 台	6 台	
	パーソナルコンピュータ	POSシステム用含む、本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	7 台	12 台	7 台	12 台	
	ワードプロセッサ		7 台	12 台	7 台	12 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため
その他	(工具及び用具類)						
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	事務用品類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	応接用具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	接客用具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	各種保管庫(計測器類)		必要数	必要数	必要数	必要数	
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数	
	(教材類)						
	ソフトウェア等	パソコン用	必要数	必要数	必要数	必要数	

(2) 「観光ビジネス科」の設備の細目

OA機器は性能が大きく進化しているものが多いため、陳腐化した機器や性能が大きく変わった機器の置き換えに重点をおいて精査した。

「ワードプロセッサ」、「卓上計算機」、「複写機」は「ホテル・旅館・レストラン科」と同様の理由により、削除・変更した。

具体的には、

(種別) 機械において、

- ・「ワードプロセッサ」を削除した。
- ・「卓上計算機」は(種別)を変更した。
- ・「複写機」の摘要をA3判に変更した。

(種別) その他において、

- ・「ソフトウェア等」は将来の技術革新を見越して対象を特定しないこととし、パソコン用とした摘要を削除した。

表 3-55 「観光ビジネス科」の設備細目の見直し案

設備の細目	種別	名称	摘要	高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		変更理由または提案理由	
				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
建物その他の工作物		教室		60 m	100 m	60 m	100 m		
		実習室		60 m	100 m	100 m	160 m		
		ディスプレイ工作室		52 m	82 m	52 m	82 m		
		更衣室		15 m	22 m	25 m	38 m		
		倉庫		20 m	30 m	30 m	40 m		
機械		室内電話装置		1 式	1 式	1 式	1 式		
		卓上計算機		30 台	50 台	30 台	50 台	低価格化により、その他の事務用品類に含めることが妥当なため	
		電話機	相互式含む。	5 台	8 台	10 台	17 台		
		複写機	複写幅450mm A3版	1 台	1 台	1 台	1 台		
		掃除機	標準形	2 台	3 台	4 台	6 台		
		パーソナルコンピュータ	POSシステム用含む、本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	7 台	12 台	7 台	12 台		
		ワードプロセッサ		7 台	12 台	7 台	12 台	技術革新に伴い、機能が陳腐化したため	
	その他		(工具及び用具類)						
			作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
			事務用品類		必要数	必要数	必要数	必要数	
		応接用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
		接客用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
		各種保管庫		必要数	必要数	必要数	必要数		
		(計測器類)							
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数			
	(教材類)								
	ソフトウェア等	パソコン用		必要数	必要数	必要数	必要数		

7-27 「接客サービス系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「ホテル・旅館・レストラン科」「観光ビジネス科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

7-28 「装飾系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目及び専攻科目

「装飾系」は「フラワー装飾科」のみが設定されていることから、「系基礎科目」と「専攻科目」を併せて精査を行った。

装飾系「フラワー装飾科」の教科目及び教科の細目の見直しは、事前アンケートの結果を参考にして精査を行った。アンケート調査の結果から、現行の教科目及び教科の細目で問題なく訓練が実施されていることがわかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わず現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)

- ・現行どおりとする。
- 3) 専攻科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 4) 専攻科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。

7-29 「装飾系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「フラワー装飾科」について、事前アンケート調査結果では見直しを望む意見はなかった。この結果を参考にし、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

7-30 「装飾系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「フラワー装飾科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

第8節 医療分野の職業訓練基準の見直し検討の結果

8-1 「保健医療系」の教科目及び教科の細目

(1) 系基礎科目及び専攻科目

「保健医療系」は「臨床検査科」のみが設定されていることから、「系基礎科目」と「専攻科目」を併せて精査を行った。

保健医療系「臨床検査科」の教科目及び教科の細目の見直しは、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、見直しの提案は行わずに現行どおりとした。

(2) 科目別の見直しポイント

- 1) 系基礎科目 (学科)
 - ・現行どおりとする。
- 2) 系基礎科目 (実技)
 - ・現行どおりとする。
- 3) 専攻科目 (学科)

- ・現行どおりとする。
- 4) 専攻科目（実技）
- ・現行どおりとする。

8-2 「保健医療系」の設備の細目

教科目及び教科の細目の見直しに伴い、訓練用機器を設置するための設備基準の見直しも行った。職業能力開発施設に対して行った訓練基準見直しアンケート調査結果を参考に、運用状況や技術動向に対応しうるよう最低限の機器類の見直しを行った。

「臨床検査科」の設備基準の見直しは、技術動向や人材ニーズ等を考慮し精査した結果、設備基準の見直し提案は行わず現行どおりとした。

8-3 「保健医療系」の技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目については教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれているかを考慮し精査を行った。

「臨床検査科」について精査した結果、教科目及び教科の細目や設備基準と整合性がとれていることから、技能照査の基準の細目については見直しの提案は行わずに現行どおりとした。